指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書(自己点検表) (児童発達支援)

事業所名		
点検者氏名	点検年月日	

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結 果	関係書類
第1基本方針	行う者(指定児童発達支援事業者)は、当該指定児童発達支援事業者を 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に 立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	法第21条の5の 19 平24厚令15第3 条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3条第3項		運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供 する者等との連携に 努めていることが分 かる書類
	(3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	条第 4 項		運営規程 研修計画、研修実施 記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしてい ることが分かる書類
	(4) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を行うものとなっているか。	平24厚令15第 4条		運営規程 個別支援計画 ケース記録
<u>第2人員に関す</u> る基準		法第21条の5の 19第1項		
1 従業員の員数 (指定東京(児 重発達支援センターを除く)の 場合)	(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所(指定児童発達支援事業所)(児童発達支援センターであるものを除く。以下(7)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育土指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育土の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上イ障害児の数が10を超えるもの2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上二児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)1以上(注)令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、第2の1(1)一の員数に加えることが可能。	条第1項		動務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業係を 動制の資格証 動用者数が分かる書 人実 (実 (実 (実 (表)

	(2) (1) の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所に	₩24原合15第	勤務実績表
选当工或证的表示方式。二世二丑既以上死亡三条の同事	おいて、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かれているか。(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)とだし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないとだし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないとだし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないとだし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないとができる。 一医療機関等との連携により。看護職員を指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に規る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等でいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務に対し、当該登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第32条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。)を行う場合	平24厚令15第 5条第2項 平24厚令15第 5条第5項	出当、一人のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
· · ·		平24厚令15第5条第3項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
豆 <u>多</u> <u>少</u> <u>以</u> <u>~</u> -	(4) (1) から(3) までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。) を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、欠のとおりとなっているか。(ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。) ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	平24厚令15第5条第4項	勤務実績表 出勤等(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(分かる書類 (実績表等)
	(5) (1) の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。 (6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1) の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平24厚令15第 5 条第 6 項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数) が分かる書類 (実績表等)
<u> </u>	(6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1) の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	条第7項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数) が分かる書類 (実績表等)
	(7) (1) に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専 壬かつ常勤となっているか。	条第8項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(分かる書類 (実績表等)
	(8) (7) の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等 こ入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童 発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支 爰に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者につい ては、これら児童への保育に併せて従事させることができる。		障害児の支援に支障がないことが分かる 書類

(児童発達支援 センターの場 合)	(9) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(14)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、40人以下の障害児を通かせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養土を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。)——嘱託医 1以上 二児童指導員及び保育土 イ 児童指導員及び保育土 イ 児童指導員及び保育土 「一年前に行われるもの」ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものという。) ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制 動用者数が分かる書類 (実績表等)
	(経過措置) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。) 附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。	平24厚令15附則 第 3 条	適宜必要と認める資 料
	(10) (9) 各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉法及び介護福祉土法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。)において、医療的ケアのうちで変吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉法及び介護福祉土法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合		勤務実績表 出労簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制数の第一で 動務者数の分かる書類 (実績表等)
	(11) (9) 及び(10) に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業 所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号) に 規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。	平24厚令15第 6 条第 3 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	(12) (10) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。		勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数) が分かる書類 (実績表等)

(経過措置) (10) 及び(12) の規定にかかわらず、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第5号。以下「令和6年改正府令」という。)第1条 項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下のうることができるとしたものについては、(9)各号に掲げるでは、できるとしたものについては、(9)各号に掲げる看護職員を除く。)のほか、次の各号に掲げる従業者((10)ただし妻を追りながはならないでは、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めるにおいて、当該各号に掲げる従業者についは、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めるととができる。) 一言語聴覚士指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものか、ごとに4以上(この場合において、指定児童発達支援の単位は、対して一体的に行われるものをいう。) 二機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。)機能訓練を行うために必要な数 三看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)医療的ケアを行うために必要な数	令 6 内令 5 附則 第 4 条	令和6年4月1年 年4年 年4年 年4年 第2年 第2年 第3年 第4年 第4年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5年 第5
(経過措置) 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位(指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)それぞれ2以上」とする。	平24厚令15附則 第3条	適宜必要と認める資 料
(経過措置) (10) 及び(12) の規定にかかわらず、令和6年4月1日において児童 発達支援の指定を受けていた旧主として重症心身障害児を通わせる指定 児童発達支援事業所(旧基準第6条第5項に規定する主として重症心身 障害児を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。) のうち 令和6年改正府令附則第4条によりなお従前の例によることができることとしたものについては、(9) 各号に掲げる従業者のほか、次の各号 に掲げる従業者を置かなければならない。(この場合において、当該各 号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に 含めることができる。) - 看護職員 1以上 機能訓練担当職員 1以上	令 6 内令 5 附則 第 4 条	勤務実績表 出勤務実績表 出勤済(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
(13) (9)、(10)及び(12)((9)第一号を除く。)に規定する 従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指 定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる 者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、 (9)第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)(この場合に おいて、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その 提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをい う。)		勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
い場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する 他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)	条第8項	勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)

	① 次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。 一 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) に規定する診療所として必要とされる従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数 二 児童指導員 一以上 三 保育士 (特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 一以上 四 看護職員 一以上 五 理学療法士又は作業療法士 一以上 六 児童発達支援管理責任者 一以上		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	② ①の各号に掲げる従業者のほか、旧指定医療型児童発達支援事業所 において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓 練担当職員を置かなければならない。		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	③ ①の各号及び②に規定する従業者は、専ら当該旧指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。		勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	④ ③の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。		障害児の支援に支障がないことが分かる 書類
2 管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)		管理者の雇用形態が 分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
<u>3従たる事業所</u> <u>を設置する場合</u> <u>における特例</u>	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達 支援センターであるものを除く。)における主たる事業所((2)において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所 ((2)において「従たる事業所」という。)を設置することができ る。		適宜必要と認める資 料
₩ 0 = 0.14 /= 188 -	(2)従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従た る事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ 一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に 従事する者となっているか。	条第2項	従業者の勤務実態の 分かる書類(出勤簿 等)
<u>第3設備に関す</u> <u>る基準</u>		法第21条の5の 19第2項	
(指定児童発達 支援事業所(児 童発達支援セン ターを除く)の 場合)	(1)指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (2)(1)に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第 9 条第 1 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(2) (1) に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第 9 条第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援 の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支 障がない場合は、この限りでない。)	平24厚令15第9 条第3項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>(児童発達支援</u> センターの場 合)	(4)指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(7)まで同じ。)は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(経過措置) 令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として 重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改 正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたも のについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事 業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、 調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び 備品等を設けなければならない。(ただし、遊戯室、屋外遊戯場、医務 室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことがで きる。)	令6内令5附則 第5条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

	難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附 則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものについ ては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付 近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調 理室、便所、聴力検査室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及 び備品等を設けなければならない。	令6内令5附則 第5条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(5) (4) に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。 (ただし、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた 旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は旧主として重 症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正 府今附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたもの にあっては、当分の間、この限りでない。) 一発達支援室 イ定員は、おおむね10人とすること。 「障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。」 「遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。」	平24厚令15第10条第3項	平面図【目視】
	(6)指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(4) に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所 として必要な設備を設けなければならない。	平24厚令15第10 条第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(7) (4) 及び(6) に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	条第4項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(経過措置) (4)から(7)までの規定にかかわらず、令和6年4月1日において 旧医療型児童発達支援の指定を受けている旧指定医療型児童発達支援事 業所のうち、令和6年改正府令附則第3条によりなお従前の例によるこ とができることとしたものについては、次に掲げるとおりとする。	平24厚令15第10 条第4項 令6内令5附則 第3条 令6内令5第1 条 の規定による改 正前の平24厚令 15第58条	
	(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 こと。		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	② 旧指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。		平面図 【目視】
	③ ①に規定する設備は、専ら当該旧医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)の一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>第4運営に関す</u> る基準		法第21条の5の 19第2項	
1利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。 (ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 (児童発達支援センターを除く。)にあっては、利用定員を5人以上と することができる。)	平24厚令15第11条	運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
2 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達 支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決 定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮 をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従 業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認めら れる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支 援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第12 条第 1 項	重要事項説明書 利用契約書
	(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害 児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第12 条第 2 項	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付 した書面
<u>3 契約支給量の</u> 報告等	(1)指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第13 条第 1 項	受給者証の写し
	(2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15第13 条第2項	受給者証の写し 契約内容報告書
			

	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約 をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対 し遅滞なく報告しているか。	1	契約内容報告書
	(4)指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第13 条第 4 項	受給者証の写し 契約内容報告書
4 提供拒否の禁 止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の 提供を拒んでいないか。	平24厚令15第14 条	適宜必要と認める資 料
5連絡調整に対 する協力		平24厚令15第15 条	適宜必要と認める資 料
6 サービス提供 困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16 条	適宜必要と認める資料
<u>7 受給資格の確</u> <u>認</u>	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。		受給者証の写し
8 障害児通所給 付費の支給の申 請に係る援助		平24厚令15第18 条第 1 項	適宜必要と認める資 料
		平24厚令15第18 条第 2 項	適宜必要と認める資料
9 心身の状況等 の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、 障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又 は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第19 条	アセスメント記録 ケース記録
10 指定障害児通 所支援事業者等 との連携等	(1)指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20 条第 1 項	個別支援計画 ケース記録
	(2)指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令15第20 条第2項	個別支援計画 ケース記録
<u>11サービス提供</u> <u>の記録</u>	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、 当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童 発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24厚令15第21 条第 1 項	サービス提供の記録
	(2)指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際して は、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて 確認を受けているか。	平24厚令15第21 条第 2 項	サービス提供の記録
12指定児童発達 支援事業者が展 者に求める金銭 のできる金銭の 支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	1 2 14 15 15	適宜必要と認める資料
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)		適宜必要と認める資料
<u>13通所利用者負</u> 担額の受領	(1)指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、 通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額 の支払を受けているか。	平24厚令15第23 条第 1 項	請求書領収書
	(2)指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。 一次号に掲げる場合以外の場合 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	平24厚令15第23 条第 2 項	請求書領収書

	(3) 指定児童発達支援事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 - 食事の提供に要する費用 ニ 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの	平24厚令15第23 条第 3 項	請求書領収書
	(4) (3) 第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。	条第4項 平24厚告231	請求書 領収書 重要事項説明書
	(5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から(3) までの費用の額の 支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った 通所給付決定保護者に対し交付しているか。		領収書
	(6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。		重要事項説明書
14通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定している予達支援及び当該他の指定通所支援の光況を確認力と、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の光況を確認力と、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	平24厚令15第24条	適宜必要と認める資料
15障害児通所給 付費の額に係る 通知等	(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平24厚令15第25 条第 1 項	通知の写し
	(2)指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24厚令15第25 条第 2 項	サービス提供証明書の写し
16指定児童発達 支援の取扱方針	(1)指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。		適宜必要と認める資 料
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思を できる限り尊重するための配慮をしているか。		適宜必要と認める資 料
	(3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24厚令15第26 条第3項	適宜必要と認める資 料
	(4) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この16及び16の2において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	条第4項	適宜必要と認める資料
	(5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第26 条第5項	適宜必要と認める資料

	(6)指定児童発達支援事業者は(5)の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上もに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下この16において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。 一 当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況		適宜必要と認める資料
	(7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	条第7項	適宜必要と認める資 料
	(8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム((4)に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。(令和7年3月31日までは努力義務)	条の 2	適宜必要と認める資 料
16の2 障害児 の地域社会への 参加及び包摂の 推進	指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進に努めているか。		適宜必要と認める資 料
17児童発達支援 計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に 指定児童発達支援に係る通所支援計画(児童発達支援計画)の作成に関 する業務を担当させているか。		個別支援計画 児童発達支援管理責 任者が個別支援計画 を作成していること が分かる書類
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。		個別支援計画 アセスメント及びモ ニタリングを実施し たことが分かる記録
	(3)児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給 付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発 達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対 して十分に説明し、理解を得ているか。	条第3項	アセスメントを実施 したことが分かる記 録 面接記録
	(4)児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の(4)に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。		個別支援計画の原案 他サービスとの連携 状況が分かる書類
	(5)児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。		サービス担当者会議 の記録
	(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たって は、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。		個別支援計画
	(7)児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際に は、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定 保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	平24厚令15第27 条第7項	保護者に交付した記録 録 個別支援計画

	•		
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。(モニタリング))を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	条第8項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する 記録
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二定期的にモニタリングの結果を記録すること。	条第9項	モニタリング記録 面接記録
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から(7) までの規定に準じて行っているか。	条第10項	(2)から(7)に掲げ る確認資料
18 児童発達支 <u>援管理責任者の</u> <u>責務</u>	(1)児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平24厚令15第28 条第 1 項	
	一 19に規定する相談及び援助を行うこと。		相談及び援助を行っ ていることが分かる 書類(ケース記録 等)
	二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平24厚令15第28 条第2項	適宜必要と認める資 料
19 相談及び援 助	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令15第29	適宜必要と認める資 料
<u>20 支援</u>	(1)指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平24厚令15第30 条第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか	平24厚令15第30 条第2項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	条第3項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
	(4)指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15第30 条第 4 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証
	(5)指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る 通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以 外の者による支援を受けさせていないか。		勤務体制一覧表 従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
21 食事	(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。(4) において同じ。) において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	平24厚令15第31 条第 1 項	適宜必要と認める資 料
	(2)食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。		適宜必要と認める資 料
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平24厚令15第31 条第3項	適宜必要と認める資 料
	(4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本 としての食を営む力の育成に努めているか。	条第4項	適宜必要と認める資 料
22 社会生活上 の便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜 障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	条第1項	適宜必要と認める資 料
	(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	条第2項	適宜必要と認める資 料
23 健康管理	(1) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童 発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。) は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対 し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び 臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する 健康診断に準じて行っているか。	平24厚令15第33 条第 1 項	適宜必要と認める資 料
	(2) (1) の指定児童発達支援事業者は、(1) の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。	平24厚令15第33 条第2項	適宜必要と認める資 料

	児童相談所等にお ける障害児の通所 開始前の健康診断 所開始時の健康診 所開始時の健康診 所 障害児が通学する 学校における健康 診断		
	(3) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	平24厚令15第33 条第3項	適宜必要と認める資 料
<u>24 緊急時等の</u> 対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を 行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合 は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第34 条	緊急時対応マニュア ル ケース記録 事故等の対応記録
25 通所給付決 定保護者に関す る市町村への通 知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。		適宜必要と認める資料
26管理者の責務	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業 所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第36 条第 1 項	適宜必要と認める資 料
	(2)指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業 所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。		適宜必要と認める資 料
27運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 - 事業の目的及び運営の方針 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 三営業日及び営業時間 四利用定員 - 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 - 六 通常の事業の実施地域 - セ サービスの利用に当たっての留意事項 - 八 緊急時等における対応方法 - 九 非常災害対策 - 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 - 一 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十一 その他運営に関する重要事項		運営規程
<u>28 勤務体制の</u> 確保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達 支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従 業者の勤務の体制を定めているか。	条第1項	従業者の勤務表
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)		勤務形態一覧表また は雇用形態が分かる 書類
	(3)指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その 研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第38 条第3項	研修計画、研修実施 記録
	(4)指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38 条第4項	就業環境が害される ことを防止するため の方針が分かる書類
<u>29業務継続計画</u> <u>の策定等</u>	(1)指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第38 条の2第1項	業務継続計画
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第38 条の2第2項	研修及び訓練を実施 したことが分かる書 類
	(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15第38 条の2第3項	業務継続計画の見直 しを検討したことが 分かる書類
30 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、 指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その 他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)		運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
31 非常災害対 策	(1)指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して 必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非 常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に 従業者に周知しているか。	平24厚令15第40 条第 1 項	非常火災時対応マニュアル(対応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録
	(2)指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避 難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第40 条第2項	避難訓練の記録 消防署への届出

			•
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15第40 条第3項	地域住民が訓練に参加していることが分かる書類
32 安全計画の 策定等	(1)指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。		安全計画に関する書 類
	(2)指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第40 条の2第2項	研修及び訓練を実施 したことが分かる書 類
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。		保護者に周知したこ とが分かる書類
	(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、 必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第40 条の2第4項	安全計画に関する書 類
33 自動車を運 行する場合の所 在の確認	②芸に応じて安主計画の変更を行うているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、 障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15第40 条の3第1項	類 自動車運行状況並び に所在を確認したこ とが分かる書類
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車 (運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられ た前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案して これと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを 除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内 の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定め る所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。	平24厚令15第40 条の3第2項	見落とし防止に関す る装置及び当該装置 を用いた手順が分か る書類
<u>34 衛生管理等</u>	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。		衛生管理に関する書 類
	(2)指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。		衛生管理に関する書 類
	① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用 可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図っているか。		委員会議事録
	② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防 止のための指針
	③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		研修及び訓練を実施 したことが分かる書 類
35 協力医療機 関	指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42 条	適宜必要と認める資料
36 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、32の協力医療機関その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し ているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した 書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも 関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15第43 条第1項、第2 項	事業所の掲示物又は 備え付け閲覧物
<u>37 身体拘束等</u> の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たって は、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体 拘束等)を行っていないか。	平24厚令15第44 条第 1 項	個別支援計画 身体拘束等に関する 書類
	は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	条第2項	研修を実施したこと が分かる書類 個別支援計画
	(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次 に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第44 条第3項	虐待防止関係書類 (研修記録、虐待防 止マニュアル等)
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		身体拘束等の適正化 のための指針
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施したこと が分かる書類

38 <u>虐待等の禁</u> 止	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (2)指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する	条第 1 項	個別支援計画 虐待防止関係書類 (研修記録、虐待防 止マニュアル等) ケース記録 業務日誌 委員会議事録
	ため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検 計する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催すると ともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	条第2項	委員会議事録 従業者に周知したこ とが分かる書類
	② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施したこと が分かる書類
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		担当者が配置されて いることが分かる書 類(辞令、人事記録 等)
39 秘密保持等	(1)指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がな く、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていない か。	平24厚令15第47 条第 1 項	従業者及び管理者の 秘密保持誓約書
	(2)指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		従業者及び管理者の 秘密保持誓約書 その他必要な措置を 講じたことが分かる 文書(就業規則等)
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。		個人情報同意書
<u>40 情報の提供</u> 等	(1)指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平24厚令15第48 条第 1 項	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)
	(2)指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第48 条第2項	事業者のHP画面・ パンフレット
41 利益供与等 の禁止	(1)指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。		適宜必要と認める資料
	(2)指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		適宜必要と認める資料
42 苦情解決	(1)指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。		苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2)指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第50 条第 2 項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第50 条第 3 項	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4)指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった 場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第50 条第 4 項	都道府県等への報告書
	(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	条第5項	運営適正委員会の調 査又はあっせんに協 力したことが分かる 資料
43 地域との連 携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		適宜必要と認める資 料

	(2) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	平24厚令15第51 条第 2 項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料 事故対応マニュアル
<u>44 事故発生時</u> の対応	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の 提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障 害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。		事故対応マニュアル 都道府県、市町村、 家族等への報告記録
	(2)指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第52 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の 提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っ ているか。	平24厚令15第52	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに 行ったことが分かる 資料 (賠償責任保険 書類等)
45 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分 するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と 区分しているか。		収支予算書・決算書 等の会計書類
46 記録の整備	(1)指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関す る諸記録を整備しているか。	平24厚令15第52 条第 1 項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を 提供した日から5年間保存しているか。 — 11 (1) に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事 項の提供の記録 — 児童発達支援計画 — 三 25の規定による市町村への通知に係る記録 — 四 34 (2) に規定する身体拘束等の記録 — 五 40 (2) に規定する苦情の内容等の記録 — 六 42 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録		左記一から六までの 書類
47 電磁的記録 等	(1)指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。		適宜必要と認める資 料
第5 共生型障 害児通所支援に 関する基準		法第21条の5の17	
1 共生型児童発 達支援の事業を 行う指定生活介 護事業者の基準	一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が 提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共 生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合におけ る当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資 料
2 共生型児童発 達支援の事業を 行う指定通所介 護事業者等の基 準	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(指定通所介護事業者等)が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第54 条の3 平11厚令37 平18厚令34	

	一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(指定通所介護事業所等)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(指定通所介護等)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。		平面図 【目視】 利用者数が分かる書 類
	二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
達支援の事業を	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機能型居宅介護 事業者等)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事 業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第54 条の4 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171 平24厚令15第72 条の2	
	一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所等)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自律訓練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(共生型通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、18人)以下とすること。		運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
	二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定小規模多機能型居宅介護等)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲とすること。		【目視】
	登録定員 利用定員		
	26人又は27人 16人		
	28人 17人		
	29人 18人		
	三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。		平面図【目視】
	四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定 小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数を通		数務実績表 出勤簿(タイムカー
	1. 大人の場所を表する。 いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。		ボライン・イムが ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資 料
4 準用	(平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節(第11条 を除く。) の規定を準用)	平24厚令15第54 条の 5	同準用項目と同一文 書
5 電磁的記録 等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24厚令15第83	電磁的記録簿冊

	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	条第2項	出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
第6 基準該当 通所支援に関す る基準 1 従業者の員数		法第21条の5の 4第1項第2号	
1 従業者の員 数	(1)児童発達支援に係る基準該当通所支援(基準該当児童発達支援)の事業を行う者(基準該当児童発達支援事業者)が当該事業を行う事業所(基準該当児童発達支援事業所)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上イ 障害児の数が10までのもの 2以上口 障害児の数が10までのもの 2以上口障害児の数が10までのもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平24厚令15第54 条の6第1項 平24厚令15第54 条の6第2項	勤務実績表 出勤等(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体者数(質表 利用者数(分かる書類 (実績表等)
	(2) (1) の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。		障害児の支援に支障がないことが分かる 書類
2 設備	(1)基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保する とともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備え ているか。	条の7第1項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(2) (1) に規定する発達支援を行う場所は、訓練に必要な機械器具 等を備えているか。	平24厚令15第54 条の7第2項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
	(3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達 支援の事業の用に供するものであるか。(ただし、障害児の支援に支障 がない場合は、この限りでない。)		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 利用定員	基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上としている か。	平24厚令15第54 条の8	運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
4 準用	<u>(平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条及び第4節(第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。)の規定を準用)</u>		同準用項目と同一文 書
5 指定生活介 護事業所に関す る特例	次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達 支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難 な障害児に対して指定生活介護を提供する場合に、当該指定生活介護を 基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所 を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。(この場合におい て、この第6(4(平成24年厚生労働省令第15号第23条第2項、第3 項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規 定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。)	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業 所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及 びこの5の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護 を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介 護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	二 この5の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資 料
6 指定通所介護 事業所等に関す る特例	次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業等が地域において 児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けるこ とが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合に、当該指定 通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定 通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。 (この場合において、この第6(4(平成24年厚生労働省令第15号第23 条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。) を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しな い。)	平24厚令15第54 条の11	
	一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。		平面図【目視】

	二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の者の数及びこの6の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	三 この6の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料
フ指定小規模多 機能型居宅介護 事業所等に関す る特例	次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この事項において同じ。)を提供する場合に、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この事項において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなしているか。(この場合において、この第6(4(第23条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。)	条の12	
	一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とすること。		運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
	二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内とすること。		勤務実績表
	登録定員 ロ 利用定員 26人又は27人 ロ16人		
	28人口 17人 29人 18人		
	三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能 またいに発展しるる第4次によれます。		平面図
	<u>を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</u> 四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは同基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又はこの7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは平成24年厚生労働省令第15号第71条の6において準用するこの7の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。		【目視】 電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証

	五 この7の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料 料
8 電磁的記録 等	(1)指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。		電磁的記録簿冊
	(2)指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。		適宜必要と認める資料
<u>第7 多機能型</u> <u>事業所に関する</u> <u>特例</u>		法第21条の5の 19	
1 従業者の員数に関する特例	(1)指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(8)まで同じ。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下(2)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位(指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ニ 児童発達支援管理責任者 1以上	条第1項 (第5条第1項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカー ド) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
	(2) (1) の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かれているか。(この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 医療機関等との連携により。看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合ニ 指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合ニ 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	条第1項(第5	勤務実績表 出下) 業績を イムカー ド) 業員の 資制 の 資制 の 資制 の 資 の 資 の 資 の で の で の の の の の の の の の の
	(3) (2) の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。) をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)

	(4) 性中旧音及法士控束类字以夕燃光刑束类形 / 旧产及法士位 1、	〒215年00 ┃	
	(4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下(8)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。) 「嘱託医 1以上 「児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士 の総数 指定通所支援の単位(指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 「児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上	平24厚令15第80 条第 1 項 (第 6 条第 1 項 適用)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 一次業員の資格証 動用の資格表 利用者の が分かる書 の 会 の の で の の の の の の の の の の の の の の の
	五 児童発達支援管理責任者 1以上		
	(5) (4) 各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 医療機関等との連携により。看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合ニー当該指定児童発達支援事業所(社会福祉法及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合ニー当該指定児童発達支援事業所(社会福祉法及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業のである場合に限る。)において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	平24厚令15第80条第1項(第6条第2項適用)	勤 新 実績 (タ を を を の で で で で で で で で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の
	(6) (5) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。	平24厚令15第80 条第1項 (第6条第3項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数) が分かる書類 (実績表等)
	(7) (5) の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる多機能型事業所には、(4) 各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者((4) ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。)が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。) 一言語聴覚士 指定通所支援の単位(指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとに4以上 、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数	条第1項(第6	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制 利用者数(分かる書類 人実績表等)
	(8) (5) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる 多機能型事業所には、(4) 各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲 げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる 従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めること ができる。) - 看護職員 1以上 二 機能訓練担当職員 1以上	条第1項(第6 条第5項適用)	勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド)
	(9) (4) から(8) まで((4) 第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。 (ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(3) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)	平24厚令15第80 条第1項(第6 条第8項適用)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制(予覧を 利用者数)が分かる書類 (実績表等)
	(10) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第2の1の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平24厚令15第80 条第 2 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制の質格証 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
<u>2 設備に関す</u> <u>る特例</u>	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮 しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用すること ができる。		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】

3 利用定員に 関する特例	(1) 多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業の みを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、 その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業 を通じて10人以上とすることができる。	条第1項	運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
	(2)利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生 労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。) は、第4の1の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を5人 以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を 併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とするこ とができる。	平24厚令15第82条第2項	運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
	(3) (1) 及び(2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害児 を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用 定員を5人以上とすることができる	条第3項	運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
	(4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。	平24厚令15第82 条第 4 項	運営規程 利用者数が分かる書 類 (利用者名簿等)
	(5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「ことも家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。	平24厚令15第82 条第5項 平24厚告232	運営規程 利用者数が分かる書 類(利用者名簿等)
4 電磁的記録 等	(1)指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24厚令15第83 条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。		適宜必要と認める資 料
第8 変更の届 出等	(1)指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の 20第3項 施行規則第18条 の35第1項~第 3項	適宜必要と認める資 料
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。		適宜必要と認める資 料
<u>第9 障害児通</u> <u>所給付費の算定</u> 及び取扱い		法第21条の5の 3第2項	
1基本事項	(1)児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第1により算定する単位数 に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位 の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122第一 号 平24厚告128	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122第三 号	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
2 児童発達支援 給付費 (児童発 達支援センター で行う場合)	(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第一号に適合するものとして都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。)に届け出た指定児童発達支援の単位(平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第5条第5項及び第6条第6項に規定)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定)を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	号	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(児童発達支援 センター以外で 行う場合)	(2) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(児童発達支援センターであるものを除く。)において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。		児童発達支援計画 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
L	<u>!</u>	L	<u> </u>

	(2の2) 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	第1の1の注2 の2 平24厚告269第二	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>(共生型の場合)</u>	(2の3) 共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所(共生型児童発達支援事業所)において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	第1の1の注2 の3	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>(基準該当の場</u> 合)	(2の4)基準該当児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働 省告示第269号「厚こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の四に 適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所に おいて、基準該当児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数 を算定しているか。	平24厚告122別表 第1の1の注2 の4 平24厚告269第二 号の四	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(時間区分)	(2の5) (1)及び(2)の規定する場合にあっては、指定児童発達 支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した 時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達 支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を 算定しているか。	第1の1の注2	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(指定児童発達 支援等の提供時間) 間)	(2の6)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定児童発達支援等)を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。)は30分以上であるか。指定通所支援等の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	第1の1の注2	児童発達支援計画 市町村が認めたこと が分かる資料 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(減算が行われる場合)	(3)児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又は口の表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合② 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合100分の70 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合100分の50 ③ 指定児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合100分の50 ④ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合100分の85 ④ 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2(同第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合(令和7年4月1日以降)100分の85		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(開所時間滅</u> <u>算)</u>	(4) 営業時間(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所 又は基準該当児童発達支援事業所(指定児童発達支援事業所等)の場合 には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所 の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、平成24年厚生労働省告示第 271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の 基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの 表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定 める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。	第1の1の注4 平24厚告271第一	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>(身体拘束廃止</u> 未実施減算)	(5)指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 □ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。	平24厚告122別表 第1の1の注5	第4の37に定める確認文書等

<u>(虐待防止措置</u> 未実施減算)	(6) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。) イ 当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ハ イ及び口に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	第1の1の注5	第4の38に定める確 認文書等
<u>(業務継続計画</u> 未策定減算)	(7) 指定通所基準38条の2第1項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。		第4の29に定める確 認文書等
<u>(情報公表未報</u> <u>告減算)</u>	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る 報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数 を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第1の1の注6 の2	適宜必要と認める資 料
<u>(中核機能強化</u> 加算)	(9) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しないか。イー中核機能強化加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合ロー中核機能強化加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号口に適合ハー中核機能強化加算(III) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号口に適合		地域障害児支援体制 中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(中核機能強化 事業所加算)	(10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(口に該当する場合を除く。) ロ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合		地域障害児支援体制 中核拠点登録通知書 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

<u>(児童指導員等</u> 加配加算)	の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者)若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。イ 児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。イ 児童発達支援とを行った場合(八)工場である。日間では事業に従事する見から、別ので記憶を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事する見の重指導員等を制で配置する場合(①)に掲げる場合を除く。)。 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①)に掲げる場合を除く。)。 6 子の他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。)。 6 子の他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。)。 5 年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合(①)に掲げる場合を除く。)。 9 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①に掲げる場合を除く。)。 6 子の他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。)。 6 子の他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) 6 子の他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) 6 子の他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。)。 9 5年以上児童福祉事業に従事するものを常勤で配置する場合(②) 下年以上児童福祉事業に従事する児童指導員等を配置する場合(①) びび②に掲げる場合を除く。)。 1 5年以上児童福祉事業に従事する見食行のよりに掲げる場合を除く。)。 1 5年以上児童福祉事業に従事する見食行のよりまでに掲げる場合を除く。)	第1の1の注8平24厚告270第一号の三	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(専門的支援加 算) (看護職員加配 加算)	る児童等」第一号の四に適合する専門職員(理学療法士等)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数((11)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第9の2の(3)の②を算定している場合は加算していないか。 イー児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロー法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ハに該当する場合を除く。) ハー主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重まに対し指定児童発達支援を行った場合(ハに該当する場合を除く。) ハー主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合	第1の1の注9 平24厚告270第一 号の四 平24厚告122別表 第1の1の注10	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 看護職員加配加算(I) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合	平24厚告269第三	

(共生型サービ <u>ス体制強化加</u> 算)	者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合78単位		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
3 家庭連携加算	第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ 家族支援加算(I) (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合(二) 所要時間1時間以上の場合(二) 所要時間1時間未満の場合(2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚合122別表第1の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2) 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅰ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅰ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅰ)のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅱ)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定した回数と(1)の口を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)の口を算定した回数と(1)の口を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)の口を算定していないか。		
<u>3の2 子育て</u> サポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	第1の2の2の	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>4</u> 食事提供加 算	児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(低所得者等又は中間所得者)の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 食事提供加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五口に適合ロ食事提供加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五口に適合	平24厚告270第一 号の五	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
5 利用者負担 上限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定 保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合 に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の4の注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

6 福祉専門職 員配置等加算	(1)福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型児童発達支援支援事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 福祉専門職員配置等加算(II)については、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(3)福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。 ① 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
7 栄養士配置 加算	(1) 栄養士配置加算(I)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 栄養士配置加算(II)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(I)を算定している場合に算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
8 欠席時対応 加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>9 特別支援加</u> 算	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、1の(3)の②を算定している場合又は1の(14)のイ若しくは口を算定していない場合は加算していないか。	 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

9の2 強度行 動障害児支援加 算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の2の 注 平24厚告270第一 号の七・第一号 の八		等状況一覧表、 核加算の届出書等
<u>9の3 集中的</u> 支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の3の 注 平24厚告270第一 号の九	け入 でき 体制	成的支援人材を受 、れたことが確認 きる資料 川等状況一覧表、 核加算の届出書等
9の4 人工内 耳装用児加算 (人工内耳装用 児加算(I))	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の4の 注1 平24厚告269第四 号 平24厚告270第一 号の十		等状況一覧表、 対加算の届出書等
(人工内耳装用 児加算(Ⅱ))	言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の4の 注2 平24厚告270第一 号の十一		等状況一覧表、 核加算の届出書等
9の5 視覚・ 聴覚・言語機能 障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児(視覚障害児等)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の8の5の 注		川等状況一覧表、 核加算の届出書等
<u>10 個別サポー</u> <u>ト加算</u>				
(値別サポート 加算 (I))	(1) 指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。			川等状況一覧表、 核加算の届出書等
<u>(個別ポート加</u> 算 <u>(Ⅱ))</u>	(2)要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。 以下同じ。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども 家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治 医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児 童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の9の注2		リ等状況一覧表、 な加算の届出書等
10の2 入浴支 援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	平24厚告122別表 第1の9の2の 注 平24厚告269第四 号の二 平24厚告270第一 号の十二		川等状況一覧表、 核加算の届出書等
11 医療連携体 制加算	(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、口若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定していないか。	平24厚告122別表 第 1 の10の注 1		等状況一覧表、 対加算の届出書等

看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が1時間以上2時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(2)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(2)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(一)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(二)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(一)、(二)な(2)の(二)のa、b若しくは(こ)、1の口の(3)の(一)、(二)な(2)の(一)。(二)な(2)の(一)。(二)な(2)の(一)。(二)な(2)の(一)。(二)な(2)の(一)。(二)な(2)の(一)。(2)の(1)の(一)の(2)の(一)。(2)の(1)の(一)の(2)の(2)の(2)の(2)の(2)の(2)の(2)の(2)の(2)の(2	平24厚告122別表 第 1 の10の注 2 平24厚告122別表 第 1 の10の注 3	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(一)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則としているか。	平24厚告122別表 第 1 の10の注 4	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(-)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(-)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(-)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(-)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(-)の(-)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(三)又は1の二の(2)の(-)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。	平24厚告122別表 第 1 の10の注 5	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
(6) 医療連携体制加算(W)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。)に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表 第 1 の10の注 6	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

	(7) 医療連携体制加算(WI) については、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、口若しくはに、1の1の(2)の(一)、口若しくはに、1の1の(1)の(一)のα、b若しくはに、1の1の(1)の(一)のα、b若しくはに、1の□の(1)の(一)のα、b若しくはに、1の□の(2)の(一)のα、b若しくはに、1の□の(3)の(一)のα、b若しくはに、1の□の(3)の(一)のα、b若しくはにを算定している障害児であるとき又は1の注10のイ若しくは口を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表 第 1 の10の注 7	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
12 送迎加算	(1)障害児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児を除く。)に対して行う場合については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第 1 の11の注 1	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(1の2)(1)を算定している指定児童発達支援事業所が、平成24年 厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号 の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事 業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身 障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に 加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加 算しているときは、算定していないか。	第1の11の注1 の2 平24厚告269第四	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	1の3) (1) を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児)の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。	第1の11の注1 の3	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。)に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第1の11の注2 平24厚告269第四 号の五	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(3) 中重度医療的ケア児である障害児(平成24年厚生労働省告示第 122号別表第1の1のイ又はハを算定している障害児に限る。)に対し て行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭 庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして都道府県知 事に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童 発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を 加算しているか。	平24厚告122別表 第1の11の注3 平24厚告269第四 号の六	
	(4) (1) から(3) までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。		
13 延長支援加 算	(1)次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。)(延長支援)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を記える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を記る場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を記える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を記る場合にあっては、当該延長支援を行う場合(口に規定する場合を除く。) (1) 障害児の場合((2)に規定する場合を除く。) (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)に対いて障害児(重症心身障害児を除く。)に対し延長支援を行う場合((2)に規定する場合及び重症心身障害児を除く。)(2) 医療的ケア児の場合(重症心身障害児を除く。)	平24厚告269第四	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) (1) のイ又は口を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、(1) のイの(1)又は口の(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、(1) のイの(2)又は口の(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第 1 の12の注 2	児童発達支援計画 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

	(3)次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合ロ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合	平24厚告122別表 第 1 の12の注 3 平24厚告269第五 号	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
13の 2関係機関連携加算(関係機関連携加算 (I))	(1)関係機関連携加算(I)については、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設(保育所等施設)	平24厚告122別表 第1の12の2の	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第9の2の(14)のイ又は口を算定していない場合に、算定していないか。	注 1	
<u>(関係機関連携</u> 加算(Ⅱ))	(2)関係機関連携加算(Ⅱ)については、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	第1の12の2の	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(関係機関連携 加算(皿))	(3)関係機関連携加算(Ⅲ)については、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第 1 の12の 2 の 注 3	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(3の2)関係機関連携加算(Ⅲ)については、指定児童発達支援事業 所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する 場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の 8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していない か。	平24厚告122別表 第1の12の2の 注4	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>(関係機関連携</u> 加算(Ⅳ))	(4)関係機関連携加算(IV)については、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(小学校等)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第 1 の12の 2 の 注 5	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	_ 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。	平24厚告122別表 第 1 の12の 3 の 注 平24厚告270第一 号の十三	事業所間連携確認書 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
13の 4 保育・ 教育等移行支援 加算	(1) 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2) 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内	第1の12の4の	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) 移行元施設に通うことになった障害児に対して、返所後30日以内 に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単 位数を加算しているか。 (3) 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになっ た障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を 行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。		

13の5 共生型 サービス医療的 ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、11の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表 第1の12の5の 注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
14福祉・介護職 員 <u>処遇改善加算</u>	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15及び16において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 回福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 口 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数	平24厚告122別表 第 1 の13の注 平24厚告270第二 号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
15 福祉・介護 職員等特定処遇 改善加算 (令和6年5月 31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(I) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(II) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	平24厚告122別表 第 1 の14の注 平24厚告270第三 号	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
16 福祉・介護 職員等ベース アップ等支援加 算 (令和6年5月 31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第三号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、2から13の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
17 福祉·介護 職員等処遇改善 加算 (令和6年6月 1日以降)	童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施してい	平24厚告122別表 第1の13の注1 平24厚告270第二 号	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

(2) 全和7年3月31日までの間、平成24年度生労働金音元第270号 「こども支援政府長官が区の必要等を実施しているものとして都証の民知事に届け出 た指定児童免疫改善等を実施しているものとして都証の民知事と届け出 され诺児恵を発達支援事業所支援の計 計長に届け出た基準該当児童発達支援事業所((1)の加算を算定しているものとして報道の民知事は「中24年告770第二十 対しているものを除く。)が、健康児の対し、決定規行のよりな対象が対象が表別定単位数に加算しているか、ただし、次に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているかったが、次に提付らるアの地の加算は算定していないか。 (1) 福祉・小児職員等処理で表別で表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別に対している。103の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理を指定といる。 (3) 福祉・小児職員等処理の政治を対策(でいる) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別に対している。2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別を対象が、1000分の80に相当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の政治のの分の80に指当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別策(でいる) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別を対象が、1000分の80に指当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別を対象が、1000分の80に指当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別を対象が、1000分の50に指当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (2) 福祉・小児職員等処理の表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (3) 福祉・小児職員等の過ごを申位数 (4) 福祉・小児職員等の過ごを申位数 (4) 福祉・小児職員等組織の表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (4) 福祉・小児職員等組織の表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (4) 福祉・小児職員等組織の表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (4) 福祉・小児職員等の温祉をお単位数 (4) 福祉・小児職員等とは位置の表別を対象が、1011 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指当する単位数 (4) 福祉・小児職員等とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象とは対象
いるものを除く。)が、随き男に対し、指定児童発達支援事を行った場合に、当該基準に掲げる分けという。 なたとし、次に掲げるいすれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるもの他の加算は実しているにあっては、次に掲げるもの他の加算は実しているにあり算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 2 活社・介護職員参与通改書加算(V)(11 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 3 活社・介護職員参与過改書加算(V)(12 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 6 活社・介護職員参与過改書加算(V)(14 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 5 活社・介護職員参与過改書加算(V)(14 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 5 活社・介護職員参与過改書加算(V)(15 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数 7 活社・介護職員参加過改書加算(V)(15 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数 7 活社・介護職員参加過改書加算(V)(17 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数 8 活社・介護職員参加過改書加算(V)(18 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数 10 活社・介護職員参加過改書加算(V)(18 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の30に指当する単位数 10 活社・介護職員参加過改書加算(V)(10 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の30に指当する単位数 10 活社・介護職員参加過改書加算(V)(11 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に指出する単位数 10 活社・介護職員参加過改書加算(V)(11 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 10 活社・介護職員参加過改書加算(V)(11 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 10 活社・介護職員参加過改書加算(V)(11 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 10 活社・介護職員参加達改書加算(V)(11 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 10 活社・介護職員を拠し改書加算(V)(11 2 2 から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 10 活社・介護職員を拠し改書が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が正規が
会にあっては、次に掲げるその他の加京は育定していないか。 (7) 指針・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の111に相当する単位数 (2) 情報・介護職員等処遇改善加京(ア)(2) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(3) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(4) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の101に相当する単位数 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(5) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (6) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(5) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の88に相当する単位数 (7) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(7) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の88に相当する単位数 (8) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(7) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の88に相当する単位数 (9) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(8) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (9) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定上、上地位数の1000分の80に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定上、上地位数の1000分の80に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加京(ア)(1) 2から13の5までにより第定上、上地位数の1000分の80に相当する単位数
定した単位数の1000分の109に相当する単位数
② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/40 2から13の5までにより第 定上土単位数の1000分の9815相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/50 2から13の5までにより第 定上土単位数の1000分の9815相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/60 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の8815相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/70 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の9815相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/80 2から13の5までにより第 定上工単位数の1000分の9815相当する単位数 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/80 2から13の5までにより第 定上工単位数の1000分の8015相当する単位数 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/80 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の6015相当する単位数 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/80 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の7615相当する単位数 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/10 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の7615相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/10 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の7015相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/10 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の7015相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/10 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の7015相当する単位数 ② 10 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)/10 2から13の5までにより第 定上上単位数の1000分の5015相当する単位数 ② 11 基本事項
 定した単位数の1000分の89に相当する単位数 (a) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数 (力) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定とした単位数の1000分の50に相当する単位数 (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し存の年により算定とした単位数の1000分の50に相当する単位数 (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し存の5を定とび取扱い (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し存の5を定とび取扱い (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し存の5を定とび取扱い (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し存の5を定とび取扱い (1) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し存の5を定とび取扱い
定した単位数の1000分の83に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (15) 本記・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (16) 本記・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (17) 本記・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定により算定はた単位数の1000分の50に相当する単位数 (13) 本記・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより第定により第定により第定により第定により第定により第定により第定により第定
③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から13の5までにより算定上た単位数の1000分の50に相当する単位数 (15) 年24厚告122第二 (本制等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として対策を関係を表す。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として対策を表すとして対策を表すといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として対策を表すといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として対策を表すといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として対策を表すといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末として対策を表すといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末とりによりますといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末とりによりますといる。 (本利等状況一覧表、当該加算の届出書3年25円の第末とりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりにより
定した単位数の1000分の63に相当する単位数
定した単位数の1000分の60に相当する単位数 (③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(図 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(図 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 第10 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項 (1)旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第1により算定 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(M 2から13の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数 第10 主として 難聴児経過的児 童発達支援給付費の算定及び取扱い 1 基本事項 (1)旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し 行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第 1 により算定 平24厚告128
難聴児経過的児 童発達支援給付 費の算定及び取 扱い (1)旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し 行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第 1 により算定 平24厚告122第二 中24厚告122第二 号イ 当該加算の届出書等
難聴児経過的児 童発達支援給付 費の算定及び取 扱い (1)旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し 行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第 1 により算定 平24厚告122第二 中24厚告122第二 号イ 当該加算の届出書等
行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第 122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数表」第 1 により算定 平24厚告128 当該加算の届出書等
める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定してい るか。
(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合 において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り 捨てて算定しているか。 本記 は 122第三 本制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
2 主として難 (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施 聴児経過的児童 発達支援給付費
数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴 児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当 する単位数を算定しているか。
<u>(時間区分)</u> <u>(2) 第9の2の(2の5) を準用する。</u>
(指定児童発達 (3) 第9の2の(2の6) を準用する。 支援等の提供時間)
(減算が行われ (4) 第9の2の(3) を準用する。 る場合)
<u>(開所時間減</u> <u>(5)第9の2の(4)を準用する。</u> <u>算)</u>
<u>(身体拘束廃止</u> <u>(6) 第9の2の(5) を準用する。</u> <u>未実施減算)</u>
<u>(虐待防止措置</u> <u>(7)第9の2の(6)を準用する。</u> <u>未実施減算)</u>
(業務継続計画 (8) 第9の2の(7) を準用する。
<u>未策定減算)</u>
未策定減算) (9)第9の2の(8)を準用する。 告減算) (9)第9の2の(8)を準用する。
未策定減算) (9)第9の2の(8)を準用する。

<u>(専門的支援体</u> 制加算)	(12) 第9の2の(12) を準用する。		
3 家庭支援加 <u>算</u>	<u>第9の3を準用する。</u>		
<u>4 子育てサ</u> ポート加算	<u>第9の3の2を準用する。</u>		
	第9の4を準用する。		
	第9の5を準用する。		
<u>— 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	第9の6を準用する。		
8 栄養士配置	<u>第9の7を準用する。</u>		
<u>加算</u> 9 欠席時対応 ************************************	<u>第9の8を準用する。</u>		
<u>加算</u> 10 専門的支援	<u>第9の9を準用する。</u>		
	<u>第9の9の2を準用する。</u>		
	<u>第9の9の3を準用する。</u>		
	第9の10の(2)を準用する。		
<u>ト加算(Ⅱ)</u> 14 入浴支援加	第9の10の2を準用する。		
<u>算</u> 15 送迎加算	<u>第9の12の(2)から(4)までを準用する。</u>		
16 延長支援加	<u>第9の13の(1)及び(2)を準用する。</u>		
<u>算</u> 17 関係機関連	第9の13の2を準用する。		
<u>携加算</u>	第9の13の3を準用する。 第9の13の3を準用する。		
<u>携加算</u>	<u>第9の13の3を準用する。</u> 第9の13の4を準用する。		
等移行支援加算			
職員処遇改善加	<u>第9の14を準用する。</u>		
<u>算</u> <u>(令和6年5月</u> <u>31日まで)</u>			
<u>21 福祉・介護</u> <u>職員等特定処遇</u>	第9の15を準用する。		
<u>改善加算</u> (令和6年5月			
31日まで) 22 福祉・介護	第9の16を準用する。		
<u>職員等ベース</u> アップ等支援加			
<u>算</u> <u>(令和6年5月</u>			
31日まで)	 第9の17を準用する。		
<u>23 </u>	20		
<u>加昇</u> <u>(令和6年6月</u> <u>1日以降)</u>			
<u>第11 主として</u> 重点心息暗実旧			
重症心身障害児 経過的児童発達 支援給付費の算 定及び取扱い			
<u>1 基本事項</u>	<u>(1) 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症</u> 心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年	平24厚告122第二 	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	厚生労働省告示第122号の別表 2 「経過的障害児通所給付費等単位数	号口 平24厚告128	コ該加昇の庙出書等
	表」第2により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こ ども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて 得た額を算定しているか。		
	(2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り	平24厚告122第三 号	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
2 主として重	<u>捨てて算定しているか。</u> (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施	平24厚告122別表	体制等状況一覧表、
<u>症心身障害児経</u> 過的児童発達支	設基準」第十二号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指 定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利	2第2の1の注 1	当該加算の届出書等
<u>援給付費</u>	用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平24厚告269第十 二号の七	
<u>(指定児童発達</u>	(2)第9の2の(2の6)を準用する。		
<u>支援等の提供時</u> <u>間)</u>			
			 ,

<u>(滅算が行われ</u> る場合)	_(3) 第9の2の(3) を準用する。		
<u> (開所時間減</u> 算)	_(4) 第9の2の(4)を準用する。		
<u>异/</u> <u>(身体拘束廃止</u> 未実施減算)	_(5)第9の2の(5)を準用する。		
<u>《虐待防止措置</u> 未実施減算》	_(6)第9の2の(6)を準用する。		
<u>不关心成業/</u> <u>(業務継続計画</u> 未策定減算)	_(7) 第9の2の(7) を準用する。		
<u> </u>	_(8) 第9の2の(8) を準用する。		
<u> </u>	_(9)第9の2の(11)を準用する。		
<u>(専門的支援体</u> 制加算)	_(10) 第9の2の(12) を準用する。		
<u> </u>	_(12) 第9の2の(13)を準用する。		
	第9の3を準用する。		
<u>#</u> 4 子育でサ ポート加算	第9の3の2を準用する。		
	第9の4を準用する。		
	第9の5を準用する。		
	<u>第9の6を準用する。</u>		
	第9の7を準用する。		
	第9の8を準用する。		
	第9の9を準用する。		
	<u>第9の9の3を準用する。</u>		
<u>13 個別サポー</u> ト加算 (Ⅱ)	<u>第9の10の(2)を準用する。</u>		
	<u>第9の10の2を準用する。</u>		
	<u>第9の11の(7)を準用する。</u>		
	第9の12の(2)から(4)までを準用する。		
16 延長支援加 <u>算</u>	第9の13の(3)を準用する。		
<u>携加算</u>	<u>第9の13の2を準用する。</u>		
<u>18 事業所間連</u> 携加算	<u>第9の13の3を準用する。</u>		
19 保育・教育 等移行支援加算	<u>第9の13の4を準用する。</u>		
職員処遇改善加	第9の14を準用する。	 	
<u>算</u> <u>(令和6年5月</u> 31日まで)			
	<u>第9の15を準用する。</u>		
職員等特定処遇 改善加算			
<u>(令和6年5月</u> 31日まで)			
職員等ベース	<u>第9の16を準用する。</u>		
<u>アップ等支援加</u> <u>算</u> <u>(令和6年5月</u>			
31日まで)	/** 0 0.13 t		
職員等処遇改善	<u>第9の17を準用する。</u>		
<u>加算</u> <u>(令和6年6月</u> <u>1日以降)</u>			
<u>第12 医療型経</u>			
過的児童発達支 援給付費の算定 及び取扱い			
及び取扱い			

	→ + + + - - - - - - - - - - 	/ / / 周松市居住到旧在路过于原土业之中,12年至12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年12年1	T = 0.4 F # 100 fr - 1	
において、その時に、一月未満の複数があるときは、その数数を数据に対し、与 2 医療型経過 11 国指定医療主張技術業別文は国指定発達支援機関に	1 基本事項	(一部改正法附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。)において肢体不自由(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童(以下「肢体不自由児」という。)又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表2「経過的障害児通所給付費等単位数表」第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
約円金の東京主版		において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り 捨てて算定しているか。	号	当該加算の届出書等
接着が行われ	<u>的児童発達支援</u>	おいて、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置す る指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965	2第3の1の注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(4) 第9の2の(4) を集用する。 (5) 第9の2の(5) を集用する。 (5) 第9の2の(6) を集用する。 (5) 第9の2の(6) を集用する。 未実施規算)。 (6) 第9の2の(7) を集用する。 未実施規算)。 (6) 第9の2の(7) を集用する。 未実施規算)。 (6) 第9の2の(7) を集用する。 未発表達量)。 (情報公表表質 (8) 第9の2の(8) を集用する。	支援等の提供時			
(2) 任急体的東原上 大変施設別。 (6) 第9の2の(6) を準用する。 大変施設別。 (7) 第9の2の(7) を準用する。 大変施設別。 (8) 第9の2の(8) を準用する。 第9の3の2を準用する。 第9の3の2を準用する。 第9の3の2を準用する。 第9の4を準用する。 第9の4を準用する。 第9の6を準用する。 第9の6を準用する。 第9の6を準用する。 第9の6を準用する。 第9の6を準用する。 第9の8を準用する。 第9の8を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の10を準用する。 第9の10を準用する。 第0010を準用する。 第0110 集団的設理 第2012の(2) から(4) までを準用する。 第2012の全たる影差率の製造加速、単型を設定を対したのには、 をに対してものとして都適度に関せたに関せたである。 (2) 医療型を影響を対しているものとして都適度と関連に関せた。 (2) 医療型を影響を対し、といるものとして都適度と関連に関せた。 (2) 医療型を影響を対しているものとして都適度と関連に関せた。 第013の13の注 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 に、1日につき形型性微数を加度しているものとしても過度 第2003の3を準用する。 第2013の3を準用する。 第2013の3を準用する。 第2013の3を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。 第2013の4を準用する。		_(3) 第9の2の(3) を準用する。		
接換機能性 (6) 第9の2の (6) を準用する。		_(4) 第9の2の(4) を準用する。		
「上き物は上間で		_(5) 第9の2の(5) を準用する。		
	(虐待防止措置	_(6) 第9の2の(6) を準用する。		
(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) を乗用する。	(業務継続計画	_(7) 第9の2の(7)を準用する。		
3 東庭支援加 第9の3を準用する。 第9の3の2を準用する。 第9の4を準用する。 第9の4を準用する。 第9の4を準用する。 第9の4を準用する。 第9の4を準用する。 第9の6を準用する。 第9の6を準用する。 第9の6を準用する。 第9の7を準用する。 第9の7を準用する。 第9の7を準用する。 第9の7を準用する。 第9の7を準用する。 第9の7を準用する。 第9の8を準用する。 第9の8を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第9の90を準用する。 第2000を準用する。 第2000のののののののののののののののののののののののののののののののののの	(情報公表未報	_(8) 第9の2の(8) を準用する。		
ボート加度		<u>第9の3を準用する。</u>		
五田本省担 1		<u>第9の3の2を準用する。</u>		
1	5 食事提供加	<u>第9の4を準用する。</u>		
<u>国 世際 地東</u> 第9の7を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の9の3を準用する。 第9の10の2を準用する。 第1000回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回	6 利用者負担	<u>第9の5を準用する。</u>		
第		<u>第9の6を準用する。</u>		
9 欠席時対応 第9の8を準用する。 加室 10 原門的支援 実施加室 第9の9の3を準用する。 11 集中的支援 第9の9の3を準用する。 加室 第9の10を準用する。 12 個別サポート加算 第9の10の2を準用する。 14 送迎加算 第9の12の(2)から(4)までを準用する。 15 保育職員加 (1)保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の 意定に必要となる従業者の最数に加え、児童指導員又は保育士を1以上の旧指定 医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合。 (2)医療型経過的児童発達支援を行った場合。 (2)医療型経過的児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合。 (2)医療型経過的児童発達支援を行った場合。 (2)医療型経過的児童発達支援と行った場合。、22単位を加算しているか。 (2)医療型経過的児童発達支援と行った場合。、22単位を加算しているか。 16 延長支援加度 第9の13の(3)を準用する。 17 関係機関連 推加算 第9の13の(3)を準用する。 18 事業所間連 推加算 第9の13の3を準用する。 18 事業所間連 推加算 第9の13の3を準用する。 第4方支援加算 第9の13の4を準用する。 第6方支援加算 第9の13の4を準用する。 第6方支援加算 第9の13の4を準用する。 第9の13の4を準用する。 第9の13の4を準用する。 第9の13の4を準用する。 第9の13の4を準用する。 第0 種籍大支援加算 第9の13の4を準用する。 第9の13の4を準用する。 第9の13の4を準用する。 第6の14を準用する。 第9の13の4を準用する。 第6の14を集成などの 第9の14を準用する。 第6の14を集成などの 第9の14を準用する。 第6の14を集成などの 第9の14を集成などの 第6の14を集成などの 第9の14を集成などの 第6の14を集成などの 第9の14を集成などの 第6の14を集成などの 第9の14を集成などの <		<u>第9の7を準用する。</u>		
11 集中的支援 第9の9の3を準用する。	9 欠席時対応	第9の8を準用する。		
加算		第9の9を準用する。		
下加算	<u>加算</u>			
14 送迎加算 第9の12の(2)から(4)までを準用する。	<u>卜加算</u>			
15 保育職員加	<u>算</u>			
記加算 算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上 記置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定 医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加賀しているか。				
数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道 府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所に おいて、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算しているか。 2 第 3 の13の注 2 第 3 の13の注 2 16 延長支援加 室 17 関係機関連 携加算 第 9 の13の 2 を準用する。 18 事業所間連 携加算 第 9 の13の 3 を準用する。 19 保育・教育 等移行支援加算 第 9 の13の 4 を準用する。 20 福祉・介護 職員処遇改善加 室 (令和6年5月 第 9 の14を準用する。		算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上 配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定 医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合 に、1日につき所定単位数を加算しているか。	2第3の13の注 1	当該加算の届出書等
17 関係機関連 携加算 第9の13の2を準用する。 18 事業所間連 携加算 第9の13の3を準用する。 19 保育・教育 等移行支援加算 第9の13の4を準用する。 20 福祉・介護 職員処遇改善加 算 (令和6年5月 第9の14を準用する。		数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道 府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所に	2第3の13の注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
17 関係機関連 携加算 第9の13の2を準用する。 18 事業所間連 携加算 第9の13の3を準用する。 19 保育・教育 等移行支援加算 第9の13の4を準用する。 20 福祉・介護 職員処遇改善加 算 (令和6年5月 第9の14を準用する。		第9の13の(3)を準用する。		
携加算 19 保育・教育 等移行支援加算 第9の13の4を準用する。 20 福祉・介護 職員処遇改善加 算 (令和6年5月 第9の14を準用する。	<u>17 関係機関連</u> <u>携加算</u>	第9の13の2を準用する。		
等移行支援加算 20 福祉・介護		第9の13の3を準用する。		
<u>職員処遇改善加</u> <u>算</u> <u>(令和6年5月</u>	等移行支援加算			
<u>(令和6年5月</u>	<u>職員処遇改善加</u>	<u>第9の14を準用する。</u>		
<u>31日まで)</u>	<u>(</u> 令和6年5月			

21 福祉・介護 職員等特定処遇 改善加算 (令和6年5月 31日まで)	第9の15を準用する。		
22 福祉・介護 職員等ベース アップ等支援加 算 (令和6年5月 31日まで)	第9の16を準用する。		
23 福祉·介護 職員等処遇改善 加算 (令和6年6月 1日以降)	第9の17を準用する。		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書(自己点検表)

(放課後等デイサービス)

事業所名		
点検者氏名	点検年月日	

			生の姓	
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結 果	関係書類
第1基本方針		法第21条の5の 18		
	(1) 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(指定放課後等デイサービス) の事業を行う者(指定放課後等デイサービス事業者) は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。	平24厚令15第3 条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(障害福祉サービス)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	条第3項		運営規程 個別支援計画 ケールサラス記 ビス を 提供するできる であることが いるまだ。
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3 条第4項		営規程 研修計画、研修 実施記録 虐待防止関係書 類 体制の整備をし
	(4)指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。			営規程 個別支援計画 ケース記録
<u>第2 人員に関する基準</u>		法第21条の5の 19第1項		
1従業員の員数	(1)指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位(指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10までのもの 2 以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2 に、障害児の数が10を超えて5 又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ニ 児童発達支援管理責任者 1以上	条第1項 平24厚令15第66 条第4項		勤務実績表 大力 大業務 大力 大業務 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
	(2) (1) の各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により。看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	条第2項 平24厚令15第66		勤務 動務 動 動 動 動 の の 制 の の の の の の の の の の の の の

	(3) (2) の規定に基づき、機能訓練担当職員等をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	条第3項	勤務実績表 出力一業 が 大 の で 大 の で 大 の で り の で り の り の し に り の り の り に り の り の り に り の り し の り り り り り り り り り り り り り り り
	(4) (1) から(3) までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 (ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。) 「嘱託医 1以上 看護職員 1以上 見童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第66条第4項	勤 動 新 等 第 第 第 第 所 用 の の 制 数 り の の 制 の の 制 の の 制 の の も 数 数 類 用 用 る き) の の も 数 数 類 類 あ あ も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も も も も も も も も も も も も も
	<u>(5) (1) の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</u>	条第6項	勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業体制の資格監 動務用人 利用人 動利用人 大大大会 が表
	(6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1) の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	条第7項	動出力従勤利用人 素タイトを を の の の の の の の の の の の の の
	(7) (1) に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、 専任かつ常勤となっているか。	平24厚令15第66条第8項	動物の 動物の 動物の 動物の 動物の 一半の では 動が のが のが のが のが のが のが のが のが のが の
2 管理者	上指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定放課後等デイサービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	条 平24厚令15第7	管理者の雇用形態が務実績を 動務実簿(タイムカー半員の資格証 動務を 当動ド) が業員の資格証 動務を制一覧表
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における主たる事業所((2) において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所((2) において「従たる事業所」という。)を設置することができる。	条 平24厚令15第8 条第1項準用	適宜必要と認め る資料
	たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれ ぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の 職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第8 条第2項準用	従業者の勤務実 態の分かる書類 (出勤簿等)
<u>第3</u> 設備に関す <u>る基準</u>	<u>放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。</u>	法第21条の5の 19第2項 平24厚令15第68 条第1項	平面図 設備・備品等一 覧表 【目視】
	(2) (1) に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。	平24厚令15第68 条第 2 項	平面図 設備・備品等一 覧表
第4 運営に関す	(3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)		平面図 設備・備品等一 覧表
<u> あ4 連呂に関す</u> <u> る基準</u>		19第2項	

	\(\frac{1}{2} \rightarrow \	T-045 0 4545 1	W 1020
1 利用定員	指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。(ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。)	条 	運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
2 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	条 平24厚令15第12	重要事項説明書利用契約書
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法(昭和26年法 建第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込 者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第12 条第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に 交付した書面
3 契約支給量の 報告等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第13 条第 1 項準用	受給者証の写し
	_(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超え ていないか。	条 平24厚令15第13 条第2項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第13 条第3項準用	契約内容報告書
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第13 条第 4 項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
4 提供拒否の禁止	指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく、指定放課 後等デイサービスの提供を拒んでいないか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第14 条準用	適宜必要と認め る資料
5 連絡調整に対 する協力	利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第15 条準用	適宜必要と認め る資料
6 サービス提供 困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域(当該指定放課後等デイサービス事業所が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	条	適宜必要と認める資料
<u>7 受給資格の確</u> <u>認</u>	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの 提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者 証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支 援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。		受給者証の写し
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第18 条第1項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第18 条第 2 項準用	適宜必要と認め る資料
<u>9 心身の状況等</u> <u>の把握</u>	提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他 の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてい るか。	条準用	アセスメント記 録 ケース記録
10 指定障害児通 所支援事業者等と の連携等			個別支援計画 ケース記録

r		I 0.4 0.4 1.4	(m n) + 15 - 1 -
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条	個別支援計画 ケース記録
<u>11 サービス提供</u> <u>の記録</u>	スを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。	条 平24厚令15第21 条第 1 項準用	サービス提供の 記録
	に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。	平24厚令15第21 条第 2 項準用	サービス提供の記録
デイサービス事業 者が通所給付決定 保護者に求めるこ	スを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平24厚令15第22 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	条	適宜必要と認める資料
13 通所利用者負 担額の受領	(1)指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第70 条第 1 項	請求書領収書
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者か ら、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の 支払を受けているか。	平24厚令15第70 条第2項	請求書領収書
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。		請求書領収書
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第70 条第 4 項	領収書
	(5)指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第70 条第5項	重要事項説明書
14 通所利用者負 担額に係る管理	同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課 後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指	条	適宜必要と認める資料
15 障害児通所給 付費の額に係る通 知等	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合 は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害 児通所給付費の額を通知しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第25 条第 1 項準用	通知の写し
			サービス提供証明書の写し
16 指定放課後等 デイサービスの取 扱方針	画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に	平24厚令15第71 条 平24厚令15第26 条第1項準用	適宜必要と認め る資料

	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第26	適宜必要と認め る資料
	イサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保	条第 2 項準用 平24厚令15第71 条 平24厚令15第26 条第 3 項準用	適宜必要と認め る資料
		平24厚令15第71 条 平24厚令15第26 条第 4 項準用	適宜必要と認め る資料
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第26 条第5項準用	適宜必要と認め る資料
	の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この16において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下この16において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図っているか。 一 当該放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品	平24厚令15第71 条 平24厚令15第26 条第6項準用	適宜必要と認める資料
	等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況		
	(7) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。		適宜必要と認め る資料
	(8) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに指定放課後等デイサービスプログラム ((4)に規定する領域との関連性を明確にした指定放課後等デイサービスの実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。(令和7年3月31日までは努力義務)	条 平24厚令15第26	適宜必要と認め る資料
地域社会への参加 及び包摂の推進		平24厚令15第71 条 平24厚令15第26 条の3準用	適宜必要と認め る資料
サービス計画の作	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画(放課後等デイサービスに係る通所支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。		個別支援計画 児童発達支援管 理責任者が個別 支援計画を作成 していることが
	(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第27 条第2項準用	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング を実施したこと が分かる記録
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所 給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児 童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害 児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	条	アセスメントを 実施したことが 分かる記録 面接記録

	/ 4 旧主改法士授等四事だ老は、フトフィン・「なが士授中京の検討	亚04原 人 15 年 71	伊則士授弘東の
	結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、	平24厚令15第71 条	個別支援計画の 原案
	<u>障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を</u> 向上させるための課題、16の(4)に規定する領域との関連性及びイ	平24厚令15第27 条第4項準用	他サービスとの 連携状況が分か
	ンクルージョンの観点を踏まえた指定放課後等デイサービスの具体的	未	連携状況がガが る書類
	内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必		
	要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成している か。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定放課		
	後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の		
	保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイ		
	サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。		
	│ │ <u>(5)児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、その最</u>	亚2/原会15第71	 サービス担当者
	善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、放課後等デイ	条	会議の記録
	サービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイ		
	サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、放課後等デイサービス計画の原案につ	余弟 5 垻凖用	
	いて意見を求めているか。		
		平24厚令15第71	個別支援計画
	<u>に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等</u> デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ている	条 平24厚令15第27	
	<u>ケイケーと人計画について説明し、大書によりての同意を持ている</u> <u>か。</u>	条第6項準用	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成	平24厚令15第71	保護者に交付し
	した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者及 び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者	条 平24厚令15第27	た記録 個別支援計画
	<u>の自該通所稲付決定保護者に対して指定障害児相談文援を提供する者</u> <u>に交付しているか。</u>	平24厚守15第27 条第7項準用	過別又拨計凹
		平24厚令15第71	個別支援計画
	後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(障害児についての 継続的なアセスメントを含む。モニタリング)を行うとともに、障害		アセスメント及 びモニタリング
	<u>児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放</u>		に関する記録
	課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後		
	<u>等デイサービス計画の変更を行っているか。</u>		
	┃ ┃ <u>(9)児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所</u>	平24厚令15第71	モニタリング記
	給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない	条	録
	限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。	平24厚令15第27 条第9項準用	■面接記録
	二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	大男 5 英干加	
	(10) 	亚0.4 巨人1 5 27 1	(0) (0) (1) (1)
	(10) 放課後等デイサービス計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	平24厚令15第71 条	(2)から(7)に 掲げる確認資料
	<u> </u>	平24厚令15第27	19.7 0 12 10 24 1
10 旧车%法十项		条第10項準用	
	(1)児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平24厚令15第/1 条	
<u> </u>	7 WX30 C 17 5 C V W/8 6	平24厚令15第28	
	101-19-1-17-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-19-	条第1項準用	+n=v 7: ₹₹₩ DL +
	<u> 19に規定する相談及び援助を行うこと。</u>		相談及び援助を 行っていること
			が分かる書類
			(ケース記録
	二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。		他の従業者に指 導及び助言した
	(2)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児		3333337
	が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及 び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めている	条 平24厚令15第28	
	<u>い通用指刊 沃足休護者の息応をできる限り算里するよう労のでいる</u> <u>か。</u>	条第2項準用	
19 相談及び援助		平24厚令15第71	適宜必要と認め
	置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を	条 平24厚令15第29	る資料
	し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を 行っているか。	条準用	
20 指導、訓練等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の心身の状況に応	平24厚令15第71	個別支援計画
	じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術 をもって支援を行っているか。	条 平24厚令15第30	サービス提供の 記録
	E O S C STREET S C C. ONO.	条第1項	業務日誌等
	(2)指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が日常生活におけ	平24厚令15第71	個別支援計画
	る適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	条 平24厚令15第30	サービス提供の 記録
	<u>フ、めらずる阪女を思して又族でリン(いるか。</u>	条第2項準用	□ □ 邱 業務日誌等
		平24厚令15第71	個別支援計画
	害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切	条 亚24原今15年20	サービス提供の
	<u> に支援を行っているか。</u> 	平24厚令15第30 条第3項準用	記録 業務日誌等
	L		-14-352 MOL 43

		I - 0.4 - 0.4 - 1.	#1 75 /+
	支援に従事させているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第30 条第 4 項準用	勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第30 条第5項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の 記録
21 社会生活上の 便宜の供与等	ほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第32 条第 1 項準用	適宜必要と認め る資料
	携を図るよう努めているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第32 条第 2 項準用	適宜必要と認め る資料
<u>緊急時等の対</u> <u>応</u>	イサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場	平24厚令15第71 条 平24厚令15第34 条準用	緊急時対応マ ニュアル ケース記録 事故等の対応記
町村への通知	受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為 によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受 け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市 町村に通知しているか。	平24厚令15第35 条準用	適宜必要と認め る資料
24 管理者の責務	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後 等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元 的に行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第36 条第 1 項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第36 条第2項準用	適宜必要と認める資料
25 運営規程	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要事項	平24厚令15第71条平24厚令15第37条準用	運営規程
26 勤務体制の確 保等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	条 平24厚令15第38 条第 1 項準用	従業者の勤務表
	ス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に	平24厚令15第71 条 平24厚令15第38 条第2項準用	勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	条 平24厚令15第38 条第3項準用	研修計画、研修 実施記録
	サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な		就業環境が害されることを防止 するための方針 が分かる書類

27 業務継続計画 の策定等	時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第38 条の2第1項準 用	業務継続計画
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第38 条の2第2項準 用	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第38 条の2第3項準 用	業務継続計画の 見直しを検討し たことが分かる 書類
<u>28 定員の遵守</u>	指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15第71 条 平24厚令15第39 条準用	運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
29 非常災害対策	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条第 1 項準用	非常火災時対応 マニュアル(対 応計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検 の記録
	(2)指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条第2項準用	避難訓練の記録 消防署への届出
	(3) 指定児放課後等デイサービス事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条第3項準用	地域住民が訓練 に参加している ことが分かる書 類
30 安全計画の策 定等	るため、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等 デイサービス事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事 業所外での活動、取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所で	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条の2第1項準 用	安全計画に関する書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条の2第2項準 用	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条の2第3項準 用	保護者に周知したことが分かる書類
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に安全計画の見直 しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条の2第4項準 用	安全計画に関す る書類
			自動車運行状況 並びに所在を確 認したことが分 かる書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。	平24厚令15第40	見落とし防止に 関する装置及び 当該装置を用い た手順が分かる 書類

32衛生管理等	(1)指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備及 び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な		衛生管理に関す
		平24厚令15第41 条第 1 項準用	る書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第41 条第2項準用	衛生管理に関す る書類
	① 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	② 当該指定放課後等デイサービス事業所における感染症及び食中 毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		感染症及び食中 毒の予防及びま ん延の防止のた
	③ 当該指定児放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
33 協力医療機関	るため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第42 条準用	適宜必要と認め る資料
34 掲示	医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しているか。又は、指定放課後等デイサービス事業者	条 平24厚令15第43	事業所の掲示物 又は備え付け閲 覧物
35 身体拘束等の <u>禁止</u>	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。		個別支援計画 身体拘束等に関 する書類
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を 行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第44 条第2項準用	身体拘束等に関する書類(必要 事項が記載され ている記録、理 由が分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第44 条第3項準用	
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施		身体拘束等の適 正化のための指 研修を実施した
<u>36虐待等の禁止</u>	しているか。 (1)指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に 掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をして いないか。		ことが分かる書 個別支援計画 虐待防止関係書 類(研修記録、 虐待防止マニュ アル等) ケース記録
	(2)指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第45 条第2項準用	W. 76 CL = 1
	① 当該指定放課後等デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録 従業者に周知し たことが分かる 書類
	② 当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業者に対し、 <u>虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。</u> ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いてい <u>るか。</u>		研修を実施した ことが分かる書 担当者が配置されていることが 分かる書類(辞 令、人事記録

37 秘密保持等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第47 条第1項準用	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第47 条第2項準用	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書 その他必要な措 置を講じたこと
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、 指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等 に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらか じめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第47 条第 3 項準用	個人情報同意書
38 情報の提供等	スを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に 関する情報の提供を行っているか。	条 平24厚令15第48 条第 1 項準用	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第48 条第 2 項準用	事業者のHP画 面・パンフレッ ト
39 利益供与等の 禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第49 条第 1 項準用	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第49 条第2項準用	適宜必要と認め る資料
<u>40 苦情解決</u>	(1)指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第50 条第1項準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第50 条第 2 項準用	苦情者への対応 記録 苦情対応マニュ アル
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第50 条第 3 項準用	市町村または都道府県からの指導また場合のおきした場合の改善したことが分かる書類
	<u>ているか。</u>	平24厚令15第71 条 平24厚令15第50 条第4項準用	都道府県等への 報告書
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第50 条第5項準用	運営適正化委員 会の調査又は あっせんに協力 したことが分か
41 地域との連携 等	指定放課後等デイサービス事業者は、その運営に当たっては、地域 住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交 流に努めているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第51 条第 1 項準用	適宜必要と認め る資料
42 事故発生時の 対応	後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) の事故の状況及び	平24厚令15第71 条 平24厚令15第52 条第 1 項準用 平24厚令15第71	事故対応マニュ アル 都道府県、市町 村、家族等への 事故の対応記録
	<u>事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	条 平24厚令15第52 条第 2 項準用	ヒヤリハットの 記録

	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課 後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損			耳発防止の検討 ^{己録}
	害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令15第52 条第3項準用	技 カ	景害賠償を速や いに行ったこと が分かる資料
43 会計の区分	┃ ┃ 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事	亚24原今15第71		文を記述している。
43 云計の区分	業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。			掌書等の会計書
44 記録の整備	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第54 条第1項準用	記帕类	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課 後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当 該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存している か。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第54 条第2項準用		E記一から六ま ごの書類
	- 11 (1) により規定する提供した指定放課後等デイサービス に係る必要な事項の提供の記録 二 放課後等デイサービス計画 三 23に規定する市町村への通知に係る記録 四 32 (2) に規定する身体拘束等の記録 五 37 (2) に規定する苦情の内容等の記録 六 39 (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録			
45 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。	平24厚令15第83 条第 1 項	i i	瞉磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所治行決定保護者である場合には当該障害児又は通所治行決定保護者で、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。			適宜必要と認め る資料
第5 共生型障害 児通所支援に関す る基準		法第21条の5の17		
 1 共生型放課後 等デイサービスの	放課後等デイサービスに係る共生型通所支援(共生型放課後等デイサービス)の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第71 条の2 平24厚令15第54 条の2準用		
	一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。		日 才 役 菫 禾 禾 カ Ħ	加務実績表 出勤簿(タイム ロード)の資格 が 対策体制の一(の が 利用人数)(実 対別の を が を が を が が が を は り の の の の の の の の の の の の の り の り の の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の り の ら り の ら る ち り の ら る ち り る ち る ち り る ち る ち る ち る ち る ち る ち
	二 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。			適宜必要と認め る資料
2 共生型放課後 等デイサービスの 事業を行う指定通 所介護事業者等の 基準	共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者又は 指定地域密着型通所介護事業者(指定通所介護事業者等)が、当該事 業に関して次の基準を満たしているか。			

		ı	
	一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(指定通所介護事業所等)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(指定通所介護等)の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。		平面図 【目視】 利用者数が分か る書類
	二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出力ード) 従業員の資格監 動利用者数)が利用人数)が会 は も が も は も は も は い で い で り る で り る で り る で り る で り る で り る り る
	三 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認め る資料
等デイサービスの 事業を行う指定小	共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機 護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機 能型居宅介護事業者等)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。	平24厚令15第71 条の2 平24厚令15第54 条の4準用 平18厚令34 平18厚令36 平18厚令171 平24厚令15第72 条の2	
	一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定 小規模多機能型居宅介護事業所等)の登録定員(当該指定小規模多機 能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓 練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童 発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(共生型通いサービ ス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登 録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所等)にあっては、18人)以下とすること。		運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
	二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定小規模多機能型居宅介護等)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲とすること。		運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
	登録定 <u>員</u> 利用定員		
	三 指定小規模 <mark>多機能型居官</mark> 介護事業所等の居間及び食堂は、機能を 十分に発揮し <mark>うる過当な仏</mark> さを有すること。		平面図 【目視】
	四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びは共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の会計数であるといた場合における指定地域密着型サービス基準第62を差しくは第172を立けた実地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。		動務実績表 出力策等(の が 関サー が 要称体数 利利用 を 動利用 利利の を 変 を り の の の の の の の の の の の の の の り の り の
4 準用	ビスを提供するため、障害児人所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 (平成24年厚生労働省令第15号第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条の4まで、第65条及び第70条の規定を準用)	平24厚令15の第 71条の 2	る資料 同準用項目と同 一文書

5 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。 (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のう		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所又接事業有等及いての従業有は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	条第 2 項	適宜必要と認める資料
第6 <u>基準該当通</u> 所支援に関する基		法第21条の5の 4第1項第2号	
1 従業者の員数			
	後等デイサービス)の事業を行う者(基準該当放課後等デイサービス 事業者)が当該事業を行う事業所(基準該当放課後等デイサービス事業所)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位 (基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上イ 障害児の数が10までのもの 2以上口障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 児童発達支援管理責任者 1以上	条の3第1項	出勤簿(タイム タッチング イム タッチング イム カード のの を できる できる から できる から できる から できる から できる から できる から から できる から
2 設備	(1) 基準該当放課後等デイサービス事業所は、支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。		平面図 設備・備品等一 覧表
	(2) (1) に規定する発達支援を行う場所は、訓練に必要な機械器 具等を備えているか	平24厚令15第71 条の4第2項	平面図 設備・備品等一 覧表
	(3) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後 等デイサービスの事業の用に供するものであるか。(ただし、障害児 の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平24厚令15第71 条の4第3項	平面図 設備・備品等一 覧表
3 利用定員	基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上と しているか。	平24厚令15第71 条の5	運営規程 利用者数が分か る書類(利用者
4 準用	(平成24年厚生労働省令第15号第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の10から第54条の12まで、第65条及び第70条(第1項を除く。)の規定を準用)	条の 6	同準用項目と同 一文書
5 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83 条第 2 項	適宜必要と認め る資料
第7 多機能型事 業所に関する特例		法第21条の5の 19	
ביצורו ער אורי ואורי	ı	1 · -	1

1 従業者の員数	(1) 指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所(平成24年	亚2/1巨会15年80	勤務実績表
に関する特例	「生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(3)まで同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	条第1項	出出 出力 (な イム 力 大 (な の (な の で の で の で の で の の で の で の の の の の の の の の の の の の
	(2) (1) の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法別則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	(第66条第2項、	勤務実績表 が 表等 が が の で の の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の の の の の の の の の の の の の
	(3) (2) の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	条第1項 (第66条第3項適	出勤簿 (タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均 利用人数) が分 かる書類 (実績
	(4)利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第2の1の(4)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	条第2項	勤務実績表 出勤等(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平が分 利用人数) かる等類(実績
<u>特例</u>	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配 虚しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用する ことができる。	条	平面図 設備・備品等一 覧表
3 利用定員に関 する特例	のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。	条第1項	運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。) は、第4の1の規定にかかわらず、指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	平24厚令15第82 条第 2 項	運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
	(3) (1) 及び(2) の規定にかかわらず、主として重症心身障害 児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その 利用定員を5人以上とすることができる。	条第3項	運営規程 利用者数が分か る書類(利用者
	(4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度 の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複してい る障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第 4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が 行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。		運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)

	(5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号	平24厚令15第82	運営規程
	「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも 利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものに おいて事業を行う多機能型事業所(平成24年厚生労働省令第15号に規 定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、(2) 中「20人」とあるのは、「10人」とする。	条第5項 平24厚告232	是呂然程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)
4 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。		電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83条第2項	適宜必要と認め る資料
第8 変更の届出 等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の 20第3項 施行規則第18条 の35第1項~第 3項	適宜必要と認める資料
		法第21条の5の 20第4項 施行規則第18条 の35第4項	適宜必要と認め る資料
第9 障害児通所 給付費の算定及び 取扱い		法第21条の5の 3第2項	
1 基本事項	(1) 放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働 省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第3により算定 する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が 定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定し ているか。	平24厚告122の一 平24厚告128	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(2) (1) の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>2 放課後等デイ</u> サービス給付費			
(障害児に対し指 定放課後等デイ サービスを行う場 合)	2)から(1の4)までに規定する場合を除く。)については、法第 6条の2の2第3項に規定する障害児(就学児)に対し、平成24年厚 生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第八号 イ又は口に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等	平24厚告122別表 第3の1の注1 及び注1の2 平24厚令15第66 条第5項 平24厚告269第八 号イ又はロ	放課後等デイサー制等では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
る指定放課後等デ	(1の2)主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第八号ハに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、授業の終了後又は休業日及び利用定員に応じ、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1の口について、1日につき所定単位数を算定しているか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

/ II /I ## = != * :	/	工0.4 医	11 A. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (A. (A.
(共生型の場合)	して都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所 基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう)を行 う事業所(共生型放課後等デイサービス事業所)において、共生型放 課後等デイサービスを行った場合に、授業の終了後又は休業日に応 じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	第3の1の注1 の3及び注2の 2 平24厚告269第八 号の二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>(基準該当の場合)</u>	(1の4)基準該当放課後等デイサービス給付費については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号第八号の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう)において基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう)を行った場合に、授業の終了後又は休業日及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	第3の1の注1 の3	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
(時間区分)	(2) (1) の規定する場合にあっては、指定放課後等デイサービス 事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサー ビス事業所をいう)の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った 場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に位置 付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的 な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。		放課後等デイ サービス計画 体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(3) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(指定放課後等デイサービス等)の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。		放課後等デイサービス計画
(滅算が行われる 場合)	(4) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第三号イ又は口の表の上欄に該当する場合 「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」で同表下欄に定める割合 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合		体制等状況一覧表、当等
(開所時間減算)	<u>指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。)、口の(2)、ハの(2)又</u>	平24厚告271第三	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

/ <u>5</u> 425++++	/s/ k-1.=//k= //	T045 # 40*= : - '	http://doi.org/10.1011/
<u>(身体拘束廃止未</u> 実施減算)	(6) 指定放課後等デイサービス事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。) イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための行針を整備すること。		第4の35に定め る確認文書等体 制等状況一算 表、当等 第4の36に定め る確認文書等
(虐待防止措置未 実施減算)	(7) 指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(指定通所基準第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。) イ 当該指定放課後等デイサービス事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定放課後等デイサービス事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。ハ イ及び口に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		第4の36に定め る確認文書等
<u>(業務継続計画未</u> 策定減算)	(8) 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準38条の2第1項規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。		第4の27に定め る確認文書等
<u>(情報公表未報告</u> 減算)	(9) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第3の1の注6 の4	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
(中核機能強化事 業所加算)	(10) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める 児童等」第六号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放 課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場 合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(口に該当 する場合を除く。) ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事 業所(指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る) において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		地域障害児支援 体制中核拠点登 録通知書 体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>(児童指導員等加配加算)</u>	(11) 常時見守りが必要な就学児等に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数((12)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、年育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号第七号に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	第3の1の注7 平24厚告270第七	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

	イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合(ロに該当する場合を除く。) ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合(①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) ⑤ その他の従業者を配置する場合 □ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合(② 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を配置する場合(①に掲げる場合を除く。) ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合(①及び②に掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。) ④ 児童指導員等を配置する場合(①から③までに掲げる場合を除く。)		
<u>(専門的支援加</u> <u>算)</u>	(12) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」に適合する専門職員(理学療法士等)による支援が必要な就学児に対する支援及び就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数((11)を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数((11)を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業員の員数も含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)の②を算定している場合は、加算していないか。 イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(口に該当する場合を除く。) ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>(看護職員加配加</u> 算)			体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

(共生型サービス 体制強化加算)	管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位	第3の1の注10	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
3 家族支援加算	66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(放課後等デイサービス事業所等従業者)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族(就学児のきょうだいを含む。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第3の2の注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第72条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業所に限る。)に該当する場合には、就学児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算(I)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の(I)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の(I)、居宅訪問型児童発達支援給の東接速支援給付費の家族支援加算の(I)、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算の(I)を算定した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が1日につきりているときは(1)のイを、児童発達支援の家族支援加算(II)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の家族支援加算の(II)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算の家族支援加算の(II)、主として重症の身障害児経過的児童発達支援治付費の家族支援加算の(II)、主として重症の身障害児経過的児童発達支援治付費の家族支援加算の家族支援加算の(II)ときままによりに対していままによりに対していままによりに対していままによりに対していままによりに対していままによりに対していままによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		
3の2 子育てサ ポート加算	決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、 就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指 定放課後等デイサービス等を行う場面を観察する機会、当該場面に参 加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関 わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特 性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を 行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算して いるか。	第3の2の2の 注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
4 利用者負担上 限額管理加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第3の3の注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
5 福祉専門職員 配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型放課後等デイサービス事業所従業者)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

(2) 指列集団関係発展等が第三目については、指定通信基準整5条 平利情報で20事表 表、当該加算の公理はよりませんであります。			
カルには当するものとして報道の最初単に届け出た指定被理機等子(サービス事業所に対して、 を	の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者 又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、 介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100 分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デ イサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った 場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合 において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合		表、当該加算の
立	れかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。 ① 指達通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているも		表、当該加算の
施加算 を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所とは大生型放課後等デイサービス事業所とは大生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービスを担合に放けした。アは7年間では、1月に2回、4回又は5回を開催して、1回につき所定単位を加算しているか、ただし、1の(4)の②を算定している場合は、加算しているが、ただし、1の(4)の②を算定している場合は、加算しているが、ただし、1の(4)の②を算定している場合は、加算しているが、ませいないか。 7-2 強度行動 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第ハ号の二に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、同意等別分の三に適合する治定放課後等デイサービスを活力を設定として、80年記号の三に適合する治定放課後等デイサービス事業所以は共生型放課後等ディサービス事業所は、1年の2の共生を対している状生型が選接等ディサービス事業所は、1年の2の共生型が選接等ディサービス事業所に限る。)において、次のイヌは中に掲げる当該指定が定める児童等別に対し指定放課後等ディサービスを行うたり、1年につき所定単位数を加算しているか。イサービスを行うたり、1年につき所定単位数を加算しているが、ただし、事徒の身間を開きまたすり、1年につき所定単位数を加算しているが、ただし、事徒の身間を開きまた。1年につき所定単位数を加算しているが、ただし、事徒の身間を開きまた。1年につき所定単位数を加算しているが、ただし、東途の身間をディサービスを行うた場合に放課後等ディサービスを行った場合に、1年につき所定単位数を加算しているが、ただし、東途の身間をディサービスを行った場合に、1年につき所でよりの手に対しているが、ただし、1年につき所でよりに対して、1年に対しまでは、1年につき所でよりに対しては、1年に対しに対しては、1年に対し、1年に対しては、1年に対しては、1年に対し、1年に対しては、1年に対し、1年に対しに対しては、1年に対し、1年に対しては、1年に対し、1年に対しては、1年に対し、1年に対し、1年に対しては、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対しは、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対	 おいて指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、1の(1の2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス事業が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度とし		表、当該加算の
 障害児支援加算 等」第八号の三に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、同告示第八号の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所(2の共生型サービス本制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所(2の共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合に、加算の質定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算している場合は、加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。イー中成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の三のイに適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三のイに適合する治定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合(強度行動障害児支援加算(1)) □ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二の口に適合する治定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合(強度行動障害児支援加算(1)) □ 中成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二の口に適合する治定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合(強度行動障害児支援助業と対して、同告示第八号の三の口に適合する治定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合(強度行動障害児支援対して、同告示第八号の三の口に適合する治定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合(強度行動障害児支援対して、同告示策分別のことに対して、同告示策分別のことに対して、同告示策分別のことに対して、同告示策分別のことに対して、同告示策分別のことに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、可じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対して、可じに対して、同じに対しに対して、同じに対しに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対しに対して、同じに対して、同じに対しに対して、同じに対して、同じに対して、同じに対しに対しに対して、同じに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに	を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位を加算しているか。ただし、1の(4)の②を算定している場合又は1の(14)のイ若しくは口を算定	第3の6の注 平24厚告270第八	表、当該加算の
	等」第八号の二に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、同告示第八号の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(2の共生型サービス本業所又は共生型放課後等デイサービス事業所(2の共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所(2の共生型サービス体制強化加算を算定している共生型協議後等デイサービスを行った対震後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に放課後等ディサービスを行う場合に放課後等ディサービスを行う場合に放課後等ディサービスを行う場合に対していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。イ 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の二のイに適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三のイに適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する強度の行動障害を有する就学児に対して、同告示第八号の三の口に適合する指定放課後等ディサービス又は当該共生型放課後等ディサービスを行った場合に対して、同じないますに対しています。	第3の6の2の 注 平24厚告270第八 号の二 平24厚告270第八	表、当該加算の

7 の 3 集中的支 援加算 7 の 4 人工内耳	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の三の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	注 平24厚告270第八 号の三の二	広域的支援人材 を受け入れたこ とが確認できる 資料 体制等状況一覧 表、書 体制等状況一覧
装用児加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳 を装用している就学児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号	第3の6の4の 注 平24厚告270第八	表、当該加算の 届出書等
	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児(視覚障害児等)との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	第3の6の5の	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
加 <u>算</u> (個別サポート加 算(I)(行動上		平24厚告122別表 第3の7の注1 平24厚告270第八 号の四	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(1の2) (1) を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の二に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第3の7の注1 の2 平24厚告269第十 号 平24厚告270第八 号の四の二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(1の3) 著しく重度の障害を有する就学児については、著しく重度の障害を有する就学児として平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の三に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1) 又は(2) を算定しているときは、加算していないか。	第3の7の注1 の2 平24厚告270第八	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>(個別サポート加</u> 算 (Ⅱ))	章であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	第3の7の注2	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>(個別サポート加算(皿))</u>	(3) 指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
8の2 入浴支援 加算	平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児(医療的ケア児)又は重症心身障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の四に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第3の7の2の 注 平24厚告269第十 号の二 平24厚告270第八 号の四の四	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>8の3 自立サ</u> ポート加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の五に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算しているか。	第3の7の3注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

8の4 通所自立 支援加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所区は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の六に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、2の(1の2)を算定している障害児については、算定していないか。	第3の7の4の注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等 体制等状況一覧
加算	(1) 医療健療体制加算(1)については、医療機関等との健療により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、第3の1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、第3の1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1の1の(3)の(一)、(二)若しくは(三)、は1の口を算定している就学児については、算定していないか。		体前等仏が一見表、当該加算の 届出書等
	(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの((1)の一)、口若しくは(三)、第3の1のイの(2)の一)、口若しくは(三)、第3の1のイの(2)の一)、口若しくは(三)、1のイの(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若しくは(三)、1の1の(3)の一)、口若	平24厚告122別表 第3の8の注2	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(3) 医療連携体制加算(皿)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の一、(二若しくは三)、1のイの(2)の一)、(二若しくは三)、1の口を算定している就学児については、算定していないか。	平24厚告122別表 第3の8の注3	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)までのいずれか又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、□若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、□若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、□若しくは(三)若しくは1の口を算定している医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、□若しくは(三)を算定することを原則としているか。	平24厚告122別表第3の8の注4	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(皿)又は平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、口若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、「二若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、「二者している指定放課後等デイサービス事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、「二者しくは(三)、1のイの(2)の(一)、「二者しくは(三)、1のイの(3)の(一)、「二者しくは(三)、1のイの(3)の(一)、「二者しくは(三)を算定することを原則としているか。	平24厚告122別表 第3の8の注5	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

	り、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のイの(1)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二若しくは(三)又は1の口を算定している場合に算定していないか。	平24厚告122別表	体制等状況一覧 表、出書等 体制等状況一覧 を制等状況一覧 表、温出書等
10 送迎加算	(1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1の口を算定している就学児を除く。)に対して行う場合については、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第3の9の注1	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(1の2)(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。	第3の9の注1 の2 平24厚告269第十	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(1の3) (1) を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算しているか。	第3の9の注1 の3	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1のロを算定している就学児に限る。)に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、(3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。	平24厚告122別表 第3の9の注2 平24厚告269第 十号の五	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(3)中重度医療的ケア児(スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児)である就学児(平成24年厚生労働省告示第122号別表第3の1の口を算定している就学児に限る。)に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の六に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(4) (1) から(3) までに規定する送迎加算の算定については、 指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又 は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定 単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

11 延長支援加算	(1) 次に掲げる場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十号の七に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス(当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービスを行う場合は5時間が1時間以上のものに限る。)(延長支援)を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援を行うのに要する標準的な時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。)に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。イ 指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合(2) 成学児の場合(2)に規定する場合を除く。)(1) 就学児の場合(2)に規定する場合を除く。)(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (3) 就学児の場合((2)に規定する場合を除く。)(1) 就学児の場合((2)に規定する場合を除く。)(2) 重症の身障害児又は医療的ケア児の場合((2)に規定する場合を除く。)(3) 無応り障害児又は医療が大り、のものに限る。)において就学児に対し延長支援を行う場合((3) 就学児の場合((2)に規定する場合を除く。)(2) 医療的ケア児の場合	平24厚告269第	放課後等デイサーの場合では、大学の主体をは、ための主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、ための主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、大学の主体をは、ための主体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、ための生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、大学の生体をは、ための生体をは、生体の生体をは、生体の生体をは、生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生体の生
	(2) (1) のイ又は口を算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、(1) のイの(1)又は口の(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、(1)のイの(2)又は口の(2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。		放課後等デイ サービス計画 体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(3) 次に掲げる場合について、平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十一に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。 イ 法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。)において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 ロ 共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合	平24厚告122別表 第3の10の注3 平24厚告269号十 一	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
11の2 関係機関			
<u>連携加算</u> (関係機関連携加 算(I))	(1)関係機関連携加算(I)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程及び一般課程を除く。)をいう。)その他の就学児が日常的に通う施設(学校等施設)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、第9の2の(14)のイ又は口を算定していない場合に算定していないか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>(関係機関連携加</u> 算(Ⅱ))	(2) 関係機関連携加算(II)については、指定放課後等デイサービス 事業所等において、学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所 給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身 の状況及び生活環境の情報その他の当該修学児に係る情報の共有を目 的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必 要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位 数を加算しているか。	第3の10の2の	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
(関係機関連携加 算(Ⅲ))	(3) 関係機関連携加算(皿)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	第3の10の2の	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

	(4) 関係機関連携加算(IV)については、就学児が就職予定の企業又		体制等状況一覧
算(Ⅳ))	は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を 行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。		表、当該加算の 届出書等
11の3 事業所間 連携加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。イ事業所間連携加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七において準用する第一号の十三イに適合 ロ事業所間連携加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第八号の四の七において準用する第一号の十三口に適合	第3の10の3の 注	事業所間連携確認書 体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
11の4 保育・教 育等移行支援加算	(1) 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設(他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(以下この注において「保育・教育等移行支援」という。)を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。	第3の10の4の	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(2)移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。		
	(3)移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。		
11の5 共生型 サービス医療的ケ ア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、9の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。	第3の10の5の	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
12 福祉・介護職 員処遇改善加算 (令和6年5月31 日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。13及び14において同じ。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数 口福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ハ福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数	第3の11の注 平24厚告270第九 号 平24厚告270第二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

<u>加算</u>	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。イ福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(I) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数 ロ福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(II) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	平24厚告270第十 号 平24厚告270第三	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
等支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、2から11の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告270第十 号の二 平24厚告270第三	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
員等処遇改善加算	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める 児童等」第九号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施し ているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス 事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届 け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立 病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行 う場合を除く。(2) において同じ。)が、就学児に対し、指定放課 後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従 い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に 掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるそ の他の加算は算定していないか。	平24厚告270第九 号 平24厚告270第二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数 □ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IVI) 2から11の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数		
	(2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第九号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所((1) の加算を算定しているものを除く。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。	平24厚告270第九 号 平24厚告270第二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から11の5までにより	
算定した単位数の1000分の114に相当する単位数	
② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から11の5までにより	
算定した単位数の1000分の111に相当する単位数	
③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から11の5までにより	
算定した単位数の1000分の111に相当する単位数	
④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から11の5までにより	
算定した単位数の1000分の108に相当する単位数	
⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⑤ 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の91に相当する単位数</u>	
<u>⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)億) 2から11の5までにより</u>	
<u>算定した単位数の1000分の88に相当する単位数</u>	
⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</u>	
⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</u>	
⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u>	
⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(0) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</u>	
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の78に相当する単位数</u>	
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</u>	
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から11の5までにより	
<u>算定した単位数の1000分の71に相当する単位数</u>	
(V)(4) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から11の5までにより</u>	
<u>算定した単位数の1000分の51に相当する単位数</u>	

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書(自己点検表)

(居宅訪問型児童発達支援)

事業所名		
点検者氏名	点検年月日	

			七の結	
確認項目	確認事項	根拠法令	左の結 果	関係書類
第1基本方針		法第21条の5の 19		
	(1) 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(指定居宅訪問型児童発達支援)の事業を行う者(指定居宅訪問型児童発達支援事業者)は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。	平24厚令15第3 条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との 結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法 律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(障害福祉 サービス)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3 条第3項		運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めてことが分かる書類
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第 3 条第 4 項		運営規程 研修計画、研修実 施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をして いることが分かる 書類
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることが出来るよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	平24厚令15第71 条の 7		運営規程 個別支援計画 ケース記録
<u>第2 人員に関</u> する基準		法第21条の5の 19第1項		
1 従業員の員 数	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所(指定居宅訪問型児童発達支援事業所)に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 - 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第71 条の8第1項		勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用人数)が分かる 書類(実績表等)
	(2) (1) の一に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(訓練等)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者となっているか。	平24 厚令15 第 71条の8第2項		勤務実績表 出力一ド) 従業体制 が大業体制 が大業体制 利用人数)が分かる 書類(実績表等)
	(3) (1) の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。	平24 厚令15 第 71条の8第3項		勤務実績表 出勤第(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利 用人数)が表 書類(実績表等)

2年甲士	化中尺分针明剂旧金数法士福市要求计 化中尺点针明剂归并参注	□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	告囲せる司田以作
<u>2 管理者</u>	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達 支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれている か。(ただし、1の(1)の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げ る児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅 訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場	平24 厚令15 第 71条の9 平24 厚令15 第 7条準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイム カード)
	合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事 させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事さ せることができる。)		従業員の資格証 勤務体制一覧表
<u>第3 設備に関</u> する基準		法第21 条の5の 19第2項	
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行っために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24 厚令15 第 71条の10第1項	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
	(2) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平24 厚令15 第 71条の10第2項	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
<u>第4 運営に関</u> する基準		法第21 条の5の 19第2項	
1 内容及び手 続の説明及び同 意	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 12条第 1 項準用	重要事項説明書利用契約書
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和 26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合 は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第12 条第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交 付した書面
2 契約支給量 の報告等	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定居宅訪問型児童発達支援の量((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第13 条第1項準用	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を 超えていないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 12条第2項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児 童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事 項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第13 条第3項準用	契約内容報告書
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載 事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り 扱っているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第13 条第4項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の 禁止	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指 定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 14条準用	適宜必要と認める 資料
4 連絡調整に 対する協力	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者 (障害児相談支援事業者)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 15条準用	適宜必要と認める 資料
5 サービス提 供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 16条準用	適宜必要と認める 資料
6 受給資格の 確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 17条準用	適宜必要と認める 資料

7 障害児通所 給付費の支給の 申請に係る援助	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 18条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児 童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考 慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の 支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 18条第2項準用	適宜必要と認める 資料
8 心身の状況 等の把握	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 19条準用	アセスメント記録ケース記録
9 指定障害児 通所支援事業者 等との連携等	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 20条第1項準用	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 20条第2項準用	個別支援計画 ケース記録
<u>10 サービス提</u> <u>供の記録</u>	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 21条第 1 項準用	サービス提供の記録
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 21条第2項準用	サービス提供の記録
11 身分を証す る書類の携行	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する 書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者 その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示す べき旨を指導しているか。	平24 厚令15 第 71条の11	適宜必要と認める 資料
12 指定居宅記 問型県金田 接付 記 記 記 記 記 記 記 記 ま 発 注 る は 、 で き る き き る は き る は る る る る き る る る き る る も る る も る も る る も る も	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 22条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の 使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由 について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護 者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13 (1) から (3) までに規定する支払については、この限りでない。)		適宜必要と認める 資料
13 通所利用者 負担額の受領	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24 厚令15 第 71条の12第1項	請求書領収書
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平24 厚令15 第 71条の12第2項	請求書領収書
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1) 及び(2) の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。) 以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	平24 厚令15 第 71条の12第3項	領収書
	(4)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を 当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付している か。	平24 厚令15 第 71条の12第4項	領収書 領収書
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(3) の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24 厚令15 第 71条の12第5項	重要事項説明書

14 通所利用者 負担額に係る管理	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 24条準用	適宜必要と認める 資料
15 障害児 <u>通所 給付費の額に係</u> <u>る通知等</u>	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 25条第1項準用 平24 厚令15 第	通知の写し
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平24 厚守15 第 71条の14 平24 厚令15 第 25条第2項準用	サービス提供証明書の写し
16 指定居宅訪 <u>問型児童発達支</u> 援の取扱方針	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 26条第1項準用	適宜必要と認める 資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所 給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしてい るか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 26条第2項準用	適宜必要と認める 資料
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 26条第3項準用	適宜必要と認める 資料
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の確保並びに次項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第26 条第4項	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定 居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っ ているか。	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第26 条第5項	
	(6) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに指定居宅訪問型児童発達支援プログラム((4) に規定する領域との関連性を明確にした指定居宅訪問型児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。(令和7年3月31日までは努力義務)	平24厚令15第71 条の14 平24厚令15第26 条の2	
17 居宅訪問型 児童発達支援計 画の作成等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達 支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所支援計 画(居宅訪問型児童発達支援計画)の作成に関する業務を担当さ せているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 27条第1項準用	個別支援計画 児童発達支援管理 責任者が個別支援 計画を作成してい ることが分かる書
	(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 27条第2項準用	個別支援計画 アセスメント及び モニタリングを実 施したことが分か る記録
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、 通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 27条第3項準用	アセスメントを実 施したことが分か る記録 面接記録

接対無限に基づき、通所給付決定保護者及び開棄の企業の理事のである。				
の長書の利益が整人に子恵広された体制を確保した上で、居宅訪 74条の14 開発型型素金支援計画の原案について意見を実践し、原書別に対し、		る意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16の(4)に規定する領域との関連性の観点を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付け	平24 厚令15 第	他サービスとの連 携状況が分かる書
の作成に当たっては、通所給付法定保護者及び障害児に対し、当 71条の14		の最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定 居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う 会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、居宅訪問型児	71条の14 平24 厚令15 第 27条第5項準用	
全作成した際には、当該居全訪問型児童発達支援計画と通所給付 決定保護者及び当該施所給付決定保護者に対して指定障害児相談 大きり、		の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当 該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書によりその 同意を得ているか。	71条の14 平24 厚令15 第 27条第6項準用	個別支援計画
②作成後、展宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握(障害 円々の14 円とのいての継続的なアセスメントを含む。モニタリング)を行うととも15、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。		を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付 決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談 支援を提供する者に交付しているか。	71条の14 平24 厚令15 第 27条第7項準用	記録個別支援計画
通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。		の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該居宅訪問型児童発達支援計画の変更を	71条の14 平24 厚令15 第	アセスメント及び モニタリングに関
18		通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 ニ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	71条の14 平24 厚令15 第 27条第9項準用	面接記録
接管理責任者の		<u>ら(7)までの規定に準じて行っているか。</u>	71条の14 平24 厚令15 第 27条第10項準用	(7)に掲げる確認資
□ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 □ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 □ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 □ 他の従業者に指導及び助言した記録 □ (2)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう、寮めているか。 □ 相談及び援助 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 □ 中部 (大っていることが分かる) 本24厚令15第71条の14 中24厚令15第71条の14 中24厚令15第71条列14 中24厚向15第71条列14 中24厚向15 中24序列14 中2	援管理責任者の		71条の14 平24 厚令15 第	
				行っていることが 分かる書類 (ケー ス記録等)
<u>富児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、</u> 操の14 平24厚令15第28 ア24厚令15第28 ア24厚令15第28 ア24厚令15第28 ア24厚令15第28 上京 日本			亚24原会15等71	及び助言した記録
助		害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、 障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう 努めているか。	条の14 平24厚令15第28 条第2項準用	資料
100 长海 1104 1 / 4) 长点只点头明到旧在水块土板市坐来は一阵中旧本人有本体 1 704 医人红 体 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	助	況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	71条の14 平24 厚令15 第 29条準用	資料
芸況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、 適切な技術をもって支援を行っているか。71条の14 平24 厚令15 第 30条第 1 項準用サービス提供の記録 録 業務日誌等	<u>20 指導、訓練</u> 等	<u>適切な技術をもって支援を行っているか。</u>	平24 厚令15 第 30条第1項準用	録 業務日誌等
(2)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活 平24 厚令15 第 個別支援計画 における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を 高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 71条の14 サービス提供の記録 30条第2項準用 業務日誌等		における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を 高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	71条の14 平24 厚令15 第 30条第2項準用	サービス提供の記 録 業務日誌等
(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応 じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよ 71条の14				

		〒04 	#1.76 170 /# -
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 30条第4項準用	勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業員の資格証
	(5)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対して、 当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定居宅訪 問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせ でいないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 30条第5項準用	勤務体制一覧表 従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録
21 社会生活上 の便宜の供与等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 32条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族 との連携を図るよう努めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 32条第2項準用	適宜必要と認める 資料
<u>22 緊急時等の</u> 対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅 訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急 変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡 を行う等の必要な措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 34条準用	緊急時対応マニュ アル ケース記録 事故等の対応記録
23 通所給付決 定保護者に関す る市町村への通 知	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 35条準用	適宜必要と認める 資料
24 管理者の責 務	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定 居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の 管理を、一元的に行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 36条第1項準用	適宜必要と認める 資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第5章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 36条第2項準用	適宜必要と認める 資料
25 運営規程	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 - 事業の目的及び運営の方針 - 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 営業日及び営業時間 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 - 収急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	平24 厚令15 第 71条の13	運営規程
<u>26 勤務体制の</u> 確保等	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、 指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制 を定めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条第1項準用	従業者の勤務表
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条第2項準用	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条第3項準用	研修計画、研修実 施記録
	(4)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条第4項準用	就業環境が害され ることを防止する ための方針が分か る書類
<u>27 業務継続計</u> 画の策定等	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条の2第1項 準用	業務継続計画

	【 (o) 化中尼宁社即刑旧辛及法士位市来老计 公来老厅处! 来	亚21 原合15 笠	江夜五が訓練ナ中
	(2)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条の2第2項 準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続 計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行って いるか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 38条の2第3項 準用	業務継続計画の見 直しを検討したこ とが分かる書類
28 安全計画の 策定等	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定居宅訪問型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 40条の2第1項 準用	安全計画に関する 書類
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1) の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 40条の2第2項 準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 40条の2第3項 準用	保護者に周知した ことが分かる書類
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に安全計画 の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 40条の2第4項 準用	安全計画に関する 書類
29 自動車を運 行する場合の所 在の確認	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24 厚令15 第 71条 平24 厚令15 第 40条の3第1項 準用	自動車運行状況並 びに所在を確認し たことが分かる書 類
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。	平24厚令15第71 条 平24厚令15第40 条の3第2項準 用	見落とし防止に関する装置及び当該 装置を用いた手順 が分かる書類
30 衛生管理等	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する 設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛 生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械 器具等の管理を適正に行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 41条第 1 項準用	衛生管理に関する書類
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 41条第2項準用	衛生管理に関する 書類
	① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	(②) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 (③) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に		感染症及び食中毒 の予防及びまん延 の防止のための指 研修及び訓練を実
04 45 4 75 5 47	対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並 びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施し ているか	T-04 F-04 F-04	施したことが分かる書類
31 協力医療機 関	指定居宅訪問型児童発達事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 42条準用	適宜必要と認める 資料

32 掲示	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務	平24 厚令15 第 71条の14	事業所の掲示物又 は備え付け閲覧物
	の体制、28の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居 宅訪問型児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24 厚令15 第 43条第1項·第 2項準用	
33 身体拘束等 の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児 童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又 は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束 その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていな いか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 44条第1項準用	個別支援計画 身体拘束等に関す る書類
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 44条第2項準用	身体拘束等に関す る書類(必要事項 が記載、理由が分か る書類等) 委員会議事録
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正 化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 44条第3項準用	
	① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結 果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に		身体拘束等の適正 化のための指針 研修を実施したこ
24 点结签の林	実施しているか。	亚04 巨人15 竺	とが分かる書類
34 <u>虐待等の禁</u> 止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 45条第1項準用	個別支援計画 虐待防止関係書類 (研修記録、虐待 防止マニュアル 等) ケース記録
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 45条第2項準用	W 72 m 54
	① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。		委員会議事録 従業者に周知した ことが分かる書類
	② 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置い		研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置され
	でいるか。		担当有が配置されていることが分かる書類(辞令、人事記録等)
<u>35 秘密保持等</u>	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び管理者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族 の秘密を漏らしていないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 47条第1項準用	従業者及び管理者 の秘密保持誓約書
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 47条第2項準用	従業者及び管理者 の秘密保持誓約書 その他必要な措置 を講じたことが分 かる文書(就業規
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 47条第3項準用	個人情報同意書
<u>36 情報の提供</u> 等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 63条の2第1項 準用	情報提供を行った ことが分かる書類 (パンフレット 等)
	(2)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 63条の2第2項 準用	事業者のHP画 面・パンフレット

07 51 7/ 11/ 1- 5-		I=04 = 045 # I	13+4 Start - 27 4
37 利益供与等 の禁止	業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 49条第 1 項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 49条第2項準用	適宜必要と認める 資料
38 苦情解決	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定 居宅訪問型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者 その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置 を講じているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 50条第1項準用	苦情受付簿 重要事項説明書契 約書 事業所の掲示物
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 50条第2項準用	苦情者への対応記 録 苦情対応マニュア ル
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 50条第3項準用	市町村または都道府県からの指導または助言を受けたは助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 50条第4項準用	都道府県等への報 告書
	(5)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査 又はあっせんにできる限り協力しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 50条第5項準用	運営適正委員会の 調査又はあっせん に協力したことが 分かる資料
39 地域との連 携等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 51条第1項準用	適宜必要と認める 資料
40 事故発生時 の対応	(1)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 52条第 1 項準用 平24 厚令15 第 71条の14	事故対応マニュア ル 都道府県、市町 村、家族等への報 事故の対応記録 ヒヤリハットの記
	(3)指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指 定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生し た場合は、損害賠償を速やかに行っているか	平24 厚令15 第 52条第 2 項準用 平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 52条第 3 項準用	録 再発防止の検討記録 場害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責
41 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 53条準用	収支予算書・決算 書等の会計書類
42 記録の整備	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備 品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 54条第1項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計が分 かる書類

	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅訪問型児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。	平24 厚令15 第 71条の14 平24 厚令15 第 54条第 2 項	左記一から六までの書類
43 電磁的記録 等	(1)指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。	平24 厚令15 第 83条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。	平24 厚令15 第 83条第2項	適宜必要と認める 資料
<u>第5 多機能型</u> <u>事業所に関する</u> 特例		法第21 条の5の 19	
1 従業者の員 数に関する特例	指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24 厚令15 第 80条第1項(第 73条第1項適用)	勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利 用人数)が分かる 書類(実績表等)
<u>2 設備に関す</u> <u>る特例</u>	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を 兼用することができる。	平24 厚令15 第 81条	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2) に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24 厚令15 第 83条第1項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24 厚令15 第 83条第2項	適宜必要と認める 資料
	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定に係る居宅訪問型児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21 条の5の 20第3項 施行規則第18 条 の35 第1項~第 3項	適宜必要と認める 報酬関係資料
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21 条の5の 20第4項 施行規則第18 条 の35第4項	適宜必要と認める 報酬関係資料

<u>第7 障害児通</u> <u>所給付費の算定</u> <u>及び取扱い</u>		法第21 条の5の 3第2項	
1 基本事項	(1) 居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第4により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告128	
	(2) (1) の規定により、居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
2 居宅訪問型 児童発達支援給 付費	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪 問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定している か。	平24厚告122別表 第4の1の注1	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>(訪問支援員特別加算)</u>	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画(指定通所基準第71条の14条において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。)に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122別表 第4の1の注2	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>(滅算が行われる場合)</u>	(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める基準及び割合」の三の二の表上段に該当する場合同表下段に定める割合 ② 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合にで、それぞれ次に掲げる割合(一)居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月よ満の場合 100分の70 (二)居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 ③ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合(令和7年4月1日以降) 100分の85	平24厚告122別表 第4の1の注3 平24厚告271の三 の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(特別地域加</u> 算)	(4) 平成27年厚生労働省告示第182号「こども家庭庁長官が定める地域」に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	第4の1の注4	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>(身体拘束廃止</u> 未実施減算)	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。	平24厚告122別表第4の1の注5	第4の33に定める 確認文書等体制等 状況一覧表、当該 加算の届出書等
<u>(業務継続計画</u> 未策定減算)	(7) 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122別表 第4の1の注	第4の34に定める 確認文書等
<u>(情報公表未報</u> <u>告減算)</u> 	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報 に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当 する単位数を所定単位数から減算しているか	平24厚告122別表 第4の1の注8	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等

<u>2の2 訪問支</u> 援員特別加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又は口に掲げる単位数を所定単位数に加算する。イ 訪問支援員特別加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二イに適合口 訪問支援員特別加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の二口に適合	平24厚告122別表 第4の1の2の 注 平24厚告270第十 号の二の二	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
2の3 家族支 援加算	(1) 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。等に対する相談援助を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、口については1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又は口に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ家族支援加算(I)(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合(二) 所要時間1時間以上の場合(二) 所要時間1時間以上の場合(二) 所要時間1時間との場合(二) 所要時間1時間との場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児	平24厚告122別表 第4の1の3の 注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
	及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2)指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定及所基準等77条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業をその家族等について、児童発達支援の家族支援加算(I)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援総付費の家族支援加算(I)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援総付費の家族支援加算(I)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(I)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(I)を算定した回数を通算した回数を通算した回数を通算した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が1日につき4回を超えているときは(1)のイを、開発発達支援総付費の家族支援加算(II)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援総付費の家族支援加算(I)を算定した回数を通算した回数を通算した回数と(1)のイを算定した回数と(1)のイを算定とた回数ときは(1)の日を発達支援総付費の家族支援加算(II)、主として難聴児経過的児童発達支援総付費の家族支援加算(II)、対は医療型経過的児童発達支援船付費の家族支援加算(II)、対は医療型経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)を算定した回数と(1)の口を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)の口を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)の口を算定していないか。		
<u>2の4 多職種</u> 連携支援加算	異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第4の1の4の 注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
<u>2の5 強度行動障害児支援加</u> <u>算</u>	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の三に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の二の四に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	第4の1の5の	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等

0 13 = 11 = 1 15	北市区に甘進佐江をあるにお中土で北市日本計の取場をでは土	표어를 쓰게 아이라는	
3 通所施設移行支援加算	指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第4の2の注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
4 利用者負担 上限額管理加算	指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から 依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第4の3の注	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
5 福祉・介護 職員の書加 第 (令和6年5月 31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から4までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数ロー福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数ハ福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数ハ福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から4までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	第4の4の注 平24厚告270の十 の二 平24厚告270の二 準用	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
6 福祉・介護 職員等特定処遇 改善加算 (令和6年5月 31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援等を行った場合は、2から4までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	第4の5の注 平24厚告270第十 号の四	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
7 福祉・介護 職員等ベース アップ等支援加 算 (令和6年5月 31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、2から4までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第4の6の注 平24厚告270第十 号の五	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
8 福祉·介護 職員処遇改善加 算 (令和6年6月 1日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2から4までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数ハロの分の129に相当する単位数ハ福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2から4までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数ハ福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2から4までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数ハロの分の118に相当する単位数ハロの分の96に相当する単位数	平24厚告122別表 第4の4の注1 平24厚告270第十 号の三 平24厚告270第二 号準用	体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等
	(2) 令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所((1)の加算を算定しているものを除く。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。		体制等状況一覧 表、当該加算の届 出書等

① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から4までにより	
<u>算定した単位数の1000分の109に相当する単位数</u>	
② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から4までにより	
<u>算定した単位数の1000分の107に相当する単位数</u>	
③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から4までにより	
算定した単位数の1000分の87に相当する単位数	
④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から4までにより	
算定した単位数の1000分の81に相当する単位数	
⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から4までにより	
算定した単位数の1000分の98に相当する単位数	
⑥ 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から4までにより	
算定した単位数の1000分の61に相当する単位数	
⑦ 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から4までにより	
算定した単位数の1000分の76に相当する単位数	
(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から4までにより	
算定した単位数の1000分の70に相当する単位数	
算定した単位数の1000分の50に相当する単位数	
<u> </u>	

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

指定障害福祉サービス事業者 運営指導調書(自己点検表)

(保育所等訪問支援)

事業所名		
点検者氏名	点検年月日	

確認項目	確認事項	根拠法令	左の結 果	関係書類
第1基本方針		法第21条の5の 18		
	(1) 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(指定保育所等訪問支援)の事業を行う者(指定保育所等訪問支援事業者)は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。	平24厚令15第3 条第2項		運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(障害福祉サービス)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3 条第3項		運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供 する者等との連携に 努めていることが分 かる書類
	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3 条第4項		運営規程 研修計画、研修実施 記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしてい ることが分かる書類
	(4) 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	平24厚令15第72 条		運営規程 個別支援計画 ケース記録
<u>第2 人員に関</u> する基準		法第21条の5の 19第1項		
1従業員の員数	(1) 指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う事業所(指定保育所等訪問支援事業所)に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第73 条第 1 項		勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数) が分かる書類 (実績表等)
	(2) (1) の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者となっているか。	平24厚令15第73 条第2項		勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用 人数) が分かる書類 (実績表等)
2 管理者	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、1の(1)の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	平24厚令15第74 条 平24厚令15第7 条準用		管理者の雇用形態が 分かる書類 勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
<u>第3設備に関す</u> <u>る基準</u>	(1)指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うため に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪 問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	法第21条の5の 19第2項 平24厚令15第75 条 平24厚令15第71		平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
		条の10第1項準 用		

			TT = 100
hte a NELVALLE DE	(2) (1) に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平24厚令15第75 条 平24厚令15第71 条の10第2項準 用	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
<u>第4 運営に関</u> する基準		法第21条の5の 19第2項	
1 内容及び手 続 の説明及び 同意	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第12 条第 1 項準用	重要事項説明書 利用契約書
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法 建第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用 申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしている か。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第12 条第2項準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付 した書面 受給者証の写し
<u>2契約支給量の</u> 報告等	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を 提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、通所給付決 定保護者に提供することを契約した指定保育所等訪問支援の量 ((2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項 ((3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」とい う。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第13 条第1項準用	受給者証の写し
	(2)契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を 超えていないか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第13 条第2項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の 利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必 要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第13 条第3項準用	契約内容報告書
	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に 変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱って いるか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第13 条第 4 項準用	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁 止	指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく、指定保育所 等訪問支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第14 条準用	適宜必要と認める資料
4連絡調整に対 する協力	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(障害児相談支援 事業者)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか	平24厚令15第79 条 平24厚令15第15 条準用	適宜必要と認める資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第16 条準用	適宜必要と認める資料
<u>6 受給資格の確</u> <u>認</u>	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供を 求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証 によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所 支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめている か。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第17 条準用	受給者証の写し
7障害児通所給 付費の支給の申 請に係る援助	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に 係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場 合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給 の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第18 条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第18 条第2項準用	適宜必要と認める資料
8心身の状況等 の把握	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に 当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の 保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めて いるか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第19 条準用	アセスメント記録 ケース記録

9指定障害児通 所支援事業者等 との連携等	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の 提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う 者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを	平24厚令15第79 条 平24厚令15第20	個別支援計画 ケース記録
<u>C *7 </u>	提供する者との密接な連携に努めているか。	条第1項準用	
	<u>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の</u>	平24厚令15第79	個別支援計画
	提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助 を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う	条 平24厚令15第20	ケース記録
	者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	条第2項準用	
<u>10サービス提供</u> <u>の記録</u>	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を 提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他	平24厚令15第79 条	サービス提供の記録
	<u>必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録して</u> いるか。	平24厚令15第21 条第 2 項準用	
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の規定による記録 に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提	平24厚令15第79	サービス提供の記録
	<u>供したことについて確認を受けているか。</u>	条 平24厚令15第21 条第2項準用	
11身分を証する	指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携	平24厚令15第79	適宜必要と認める資
書類の携行	行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を	条 平24厚令15第71	料
	指導しているか。	条の11準用	
12指定保育所等 訪問支援事業者	(1) 指定保育所等訪問支援事業者が、指定保育所等訪問支援を 提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることが	平24厚令15第79 条	適宜必要と認める資料
が通所給付決定保護者に求める	できるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払	平24厚令15第22 条第1項準用	
ことのできる金	を求めることが適当であるものに限られているか。	未	
銭の支払の範囲 等			
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の 使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由	平24厚令15第79 条	適宜必要と認める資 料
	について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13 (1)	平24厚令15第22 条第 2 項準用	
	から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	X 7 2 4 111	
<u>13通所利用者負</u> 担額の受領	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を 提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支	平24厚令15第79 条	請求書 領収書
担領の文限	<u>た低した際は、週別和り次と体護者から国該指と体育が寺前向文</u> 援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第71	限収音
	IXICIA GWINTING E SIZEROZIA CZII/ CV GII S	条の12第 1 項準 用	
	 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない	平24厚令15第79	請求書
	指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者か ら、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の	条 平24厚令15第71	領収書
	支払を受けているか。	条の12第2項準 用	
	(3)指定保育所等訪問支援事業者は、(1)及び(2)の支払	平24厚令15第79	請求書
	を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業 実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育	条 平24厚令15第71	領収書
	所等訪問支援を提供する地域をいう。) 以外の地域において指定 保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の	条の12第3項準	
	<u> </u>	用	
	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費	平24厚令15第79 条	領収書
	用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第71 条の12第4項準	
		用	
	(5)指定保育所等訪問支援事業者は、(3)の交通費について は、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説	平24厚令15第79 条	重要事項説明書
	明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第71 条の12第5項準	
		用	
14通所利用者負 担額に係る管理	指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所	平24厚令15第79 条	適宜必要と認める資料
	等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定 通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護	平24厚令15第24 条準用	
	者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定		
	保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該 他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を		
	市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他 の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知し		
	でいるか。		
<u> </u>	I .	1 1	

15障害児通所給 付費の額に係る 通知等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定 保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合 は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る 障害児通所給付費の額を通知しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第25 条第 1 項準用	通知の写し
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない 指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、そ の提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と 認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保 護者に対して交付しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第25 条第 2 項準用	サービス提供証明書の写し
16指定保育所等 訪問支援の取扱 方針	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が漫然かつ画ー的なものとならないよう配慮しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条第1項準用	適宜必要と認める資 料
	(2)指定保育所等訪問事業者は、障害児が自立した日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保 護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条第2項準用	適宜必要と認める資料
	(3) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条第 3 項準用	適宜必要と認める資 料
	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所 等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条第5項準用	適宜必要と認める資 料
	(5)指定保育所等訪問支援事業者は(5)の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この16において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下この16において「保護者評価」という。)及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)をらここでは、以下「訪問先施設」という。)を受けて、その改善を図っているか。 当該保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定保育所等訪問支援の事業の用に供する設備及び傭品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条第 6 項準用	適宜必要と認める資料
	(7)指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条第7項準用	適宜必要と認める資 料
16の2 障害児 <u>の地域社会への</u> 参加及び包摂の 推進	指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援 を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けること ができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児 童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂 (インクルージョン)の推進に努めているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第26 条の3準用	適宜必要と認める資 料
17保育所等訪問 支援計画の作成 等	(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る通所支援計画(保育所等訪問支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第27 条第 1 項準用	個別支援計画 児童発達支援管理責 任者が個別支援計画 を作成していること が分かる書類
	(2)児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第27 条第 2 項準用	個別支援計画 アセスメント及びモ ニタリングを実施し たことが分かる記録

		TEO 4 IS A 1 I M 70	Tala / Ltat
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、 通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合にお	平24厚令15第79 条	アセスメントを実施 したことが分かる記
	いて、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保	平24厚令15第27	録
	<u>護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	条第3項準用	面接記録
		平24厚令15第79	個別士福司玉の店房
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の 検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対す	平24厚〒15第79 条	個別支援計画の原案 他サービスとの連携
	る意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生	平24厚令15第27	状況が分かる書類
	活全般の質を向上させるための課題、インクルージョンの観点を	条第4項準用	
	<u>踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問</u>		
	支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育 所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、		
	障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所		
	が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福		
	<u>祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置</u> 付けるよう努めているか。		
	(5)児童発達支援管理責任者は、障害児の意見が尊重され、そ	平24厚令15第79	サービス担当者会議
	の最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、保育所 等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所	条 平24厚令15第27	の記録
	等訪問支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施	条第5項準用	
	<u>設の担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用可</u>		
	能。)を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求		
	<u>めているか。</u>		
	(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成	平24厚令15第79	個別支援計画
	に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育 所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得てい	条 平24厚令15第27	
	<u>るか。</u>	条第6項準用	
	(7)児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成	平24厚令15第79	保護者に交付した記
	した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に	条	绿
	<u>交付しているか。</u>	平24厚令15第27 条第7項準用	個別支援計画
	▲ 【(8)児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成	平24厚令15第79	
	後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握(障害児についての	条	アセスメント及びモ
	継続的なアセスメントを含む。モニタリング)を行うとともに、	平24厚令15第27	ニタリングに関する
	障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回	条第8項準用	記録
	以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当 該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。		
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、	平24厚令15第79	モニタリング記録
	通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事	条	面接記録
	<u>情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</u>	平24厚令15第27	
	<u>ー 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接するこ</u>	条第9項準用	
	<u>と。</u>		
	(10) 保育所等訪問支援計画の変更については、(2) から	平24厚令15第79	(2)から(7)に掲げ
	(7) までの規定に準じて行っているか。	条	る確認資料
		平24厚令15第27	
		条第10項準用	
18児童発達支援 管理責任者の責	(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	平24厚令15第79	相談及び援助を行っていることが分かる
<u>官理員任名の員</u> 務	<u>に悔ける実務を行うているか。</u> ー 相談及び援助を行うこと。	条 平24厚令15第28	書類(ケース記録
	二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	条準用	等)
			ルの公米+1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
			他の従業者に指導及び助言した記録
	┃ ┃(2)児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障	平24厚令15第79	適宜必要と認める資
	<u>(2)児里先達又接官理員任有は、未務を行うに当たっては、陣</u> 害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、	平24厚〒15第79 条	
	障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう	717	
	努めているか。		
19相談及び援助	指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その	平24厚令15第79	適宜必要と認める資
	置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援	条 平24厚令15第29	料
	別し、その相談に過りに応じるとともに、必要な助言その他の援 助を行っているか。	条準用	
20 支援等	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の心身の状況に応	平24厚令15第79	個別支援計画
	じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な	条	サービス提供の記録
	<u>技術をもって支援を行っているか。</u>	平24厚令15第30 条第 1 項準用	業務日誌等
	┃ ┃(2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が日常生活におけ	宋弟 · 垻华用 平24厚令15第79	
	1、4.7 184 休日の表別は37を世末行は、降方元かります前にあり		個別又抜計画 サービス提供の記録
		条	ソーレヘ症状の記憶
	る適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第30	業務日誌等
	る適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平24厚令15第30 条第2項準用	業務日誌等
	る適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 (3)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障	平24厚令15第30 条第2項準用 平24厚令15第79	業務日誌等個別支援計画
	る適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 (3)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より	平24厚令15第30 条第2項準用 平24厚令15第79 条	業務日誌等 個別支援計画 サービス提供の記録
	る適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 (3)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障	平24厚令15第30 条第2項準用 平24厚令15第79	業務日誌等個別支援計画

	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、常時1人以上の従業者を 支援に従事させているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第30	勤務実績表 出勤簿(タイムカー ド)
		条第4項準用	従業員の資格証 勤務体制一覧表
	(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第30 条第5項準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等
21社会生活上の 便宜の供与等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備える ほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っている か。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第32 条第1項準用	適宜必要と認める資 料
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか	平24厚令15第79 条 平24厚令15第32 条第2項準用	適宜必要と認める資 料
<u>22緊急時等の対</u> <u>応</u>	指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問 支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要 な措置を講じているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第34 条準用	緊急時対応マニュア ル ケース記録 事故等の対応記録
23通所給付決定 保護者に関する 市町村への通知	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第35 条準用	適宜必要と認める資 料
24管理者の責務	(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第36 条第1項準用	適宜必要と認める資料
	(2) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第6章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第36 条第2項準用	適宜必要と認める資料
25運営規程	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 - 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 通常の事業の実施地域 六 サービスの利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他運営に関する重要事項	平24厚令15第79 条 平24厚令15第71 条の13準用	運営規程
<u>26勤務体制の確</u> <u>保等</u>	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、指定保育所等 訪問支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条第1項準用	従業者の勤務表
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条第2項準用	勤務形態一覧表また は雇用形態が分かる 書類
	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条第3項準用	研修計画、研修実施 記録
	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問 支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相 当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条第 4 項準用	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
<u>27業務継続計画</u> の策定等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生 時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続 的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る ための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ ているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条の2第1項準 用	業務継続計画

	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条の2第2項準 用	研修及び訓練を実施 したことが分かる書 類
	(3)指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の 見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている か。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第38 条の2第1項準 用	業務継続計画の見直 しを検討したことが 分かる書類
28安全計画の策 定等	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定保育所等訪問支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定保育所等訪問支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第1項準 用	安全計画に関する書 類
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、安全計画 について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実 施しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第2項準 用	研修及び訓練を実施 したことが分かる書 類
	(3)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の2第3項準 用	保護者に周知したことが分かる書類
	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に安全計画の見直 しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平24 厚令15 第 79条 平24 厚令15 第 40条の2第4項 準用	安全計画に関する書類
<u>29自動車を運行</u> する場合の所在 の確認	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に点呼その他の障害児の所在を確実に、把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第40 条の3第1項準 用	自動車運行状況並び に所在を確認したこ とが分かる書類
30衛生管理等	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第41 条第 1 項準用	衛生管理に関する書 類
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第41 条第2項準用	衛生管理に関する書 類 委員会議事録
	② 当該指定保育所等訪問支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		感染症及び食中毒の 予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施 したことが分かる書 類
<u>31掲示</u>	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の 見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲 示しているか。又は、指定保育所等訪問支援事業者は、これらの 事項を記載した書面を当該指定保育所等訪問支援事業所に備え付 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第43 条第1項・第2 項準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
<u>32身体拘束等の</u> 禁止	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の 提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児 の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第44 条第 1 項準用	個別支援計画 身体拘束等に関する 書類

	【/0】 化克尔女子做 计图式模束要求	亚0.4 巨人 1 5 25 7 0	白什也去然に明十つ
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を 行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況	平24厚令15第79 条	身体拘束等に関する 書類(必要事項が記
	<u>1179場合には、その態様及い時間、その際の障害児の心身の状況</u> 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録している	宋 平24厚令15第44	音短 (必安争項が記 載されている記録、
	か。	条第2項準用	理由が分かる書類
	<u> </u>	スカとダー//I	等)
	L <u>(3)指定保育所等訪問支援事業者は、身体拘束等の適正化を図</u>	平24厚令15第79	37
	<u>(3) 指定保育</u> 別等初回又援事業者は、好体利果等の過 <u>止化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u>	十24序 T 10 第 / 3	委員会議事録
	<u>るため、次に拘ける相直を調しているが。</u> ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ	来 平24厚令15第44	安貝云磯争琳
	電話装置等の活用可能。) を定期的に開催するとともに、その結	条第3項準用	身体拘束等の適正化
	果について、従業者に周知徹底を図っているか。	水别 6 块 牛//1	のための指針
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		077207071621
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に		研修を実施したこと
	実施しているか。		が分かる書類
33虐待等の禁止		平24厚令15第79	個別支援計画
30億付守の赤皿	<u>(1)指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、</u> 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各	条	虐待防止関係書類
	元皇に持め防止寺に関する広洋 (干成12千広洋第6257 第2条首 号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行	平24厚令15第45	(研修記録、虐待防
	為をしていないか。	条第1項準用	止マニュアル等)
		NN 1 2 4 7 13	ケース記録
			業務日誌
 	┃ ┃(2)指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発	平24厚令15第79	委員会議事録
	<u>へと) 相足保育所等が向叉援事業有は、虐待の光生又はその再発</u> を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	条	安貝云磯争跡 従業者に周知したこ
	① 当該指定保育所等訪問支援事業所における虐待の防止のため	平24厚令15第45	とが分かる書類
ĺ	の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定	条第2項準用	
	期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底		研修を実施したこと
	<u>を図っているか。</u>		が分かる書類
	② 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、		
	<u>虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u>		担当者が配置されて
			いることが分かる書
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置い		類(辞令、人事記録
	<u>ているか。</u>		等)
34秘密保持等	(1)指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者は、正当	平24厚令15第79	従業者及び管理者の
- 100 may 101 VI	な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を	条	秘密保持誓約書
	漏らしていないか。	平24厚令15第47	
		条第1項準用	
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であっ	平24厚令15第79	従業者及び管理者の
ĺ	た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその	条	秘密保持誓約書
	家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている	平24厚令15第47	その他必要な措置を
	<u>か。</u>	条第2項準用	講じたことが分かる
			文書(就業規則等)
	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、	平24厚令15第79	個人情報同意書
	<u>指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する</u>	条	
	<u> 者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際</u>	平24厚令15第47	
	は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得て	条第3項準用	
	<u>いるか。</u>		
35情報の提供等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を		情報提供を行ったこ
		条	とが分かる書類(パ
	<u>うに、当該指定保育所等訪問支援事業者が実施する事業の内容に</u>	平24厚令15第48	ンフレット等)
	<u>関する情報の提供を行うよう努めているか。</u>	条第1項準用	
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支	平24厚令15第79	事業者のHP画面・
	<u>援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のも</u>	条	パンフレット
	<u>の又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令15第48	
		条第2項準用	
36利益供与等の	【(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若	平24厚令15第79	適宜必要と認める資
1++ 1		1	
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障	条	料
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者 (障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその	条 平24厚令15第49	料
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者 (障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその 従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪	条	料
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者 (障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上	条 平24厚令15第49	料
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用	
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79	適宜必要と認める資
禁止	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条	
禁止	しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49	適宜必要と認める資
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用	適宜必要と認める資 料
禁止 37苦情解決	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79	適宜必要と認める資 料 苦情受付簿
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約 書
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じている	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約 書 事業所の掲示物
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の苦情を受け付け	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約 書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約 書 事業所の掲示物
	しくは一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業を行う者(障害児相談支援事業者等)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか (1)指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2)指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の苦情を受け付け	条 平24厚令15第49 条第 1 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第49 条第 2 項準用 平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料 苦情受付簿 重要事項説明書契約 書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録

	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(都道府県知事等)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第3項準用	市町村または都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4)指定保育所等訪問支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第4項準用	都道府県等への報告 書
	(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第83条に規定 する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は あっせんにできる限り協力しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第50 条第5項準用	運営適正化委員会の 調査又はあっせんに 協力したことが分か る資料
38地域との連携 等	指定保育所等訪問支援事業者は、その運営に当たっては、地域住 民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との 交流に努めているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第51 条第1項準用	適宜必要と認める資料
39事故発生時の 対応	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育 所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道 府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第52 条第1項準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、 家族等への報告記録
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の事故の状況及び 事故に際して採った処置について、記録しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第52 条第 2 項準用	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育 所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損 害賠償を速やかに行っているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第52 条第3項準用	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに 行ったことが分かる 資料(賠償責任保険 書類等)
40会計の区分	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第53 条準用	収支予算書・決算書 等の会計書類
41記録の整備	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品及び 会計に関する諸記録を整備しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第54 条第1項準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
	(2)指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存しているか。	平24厚令15第79 条 平24厚令15第54 条第 2 項	左記一から六までの 書類
42電磁的記録等	(1)指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(2の(1)の受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代て、当覚書によるものを除く。)については、書面に代の知覚による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができているか。	平24厚令15第83 条第 1 項	電磁的記録簿冊

	(2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。	平24厚令15第83 条第 2 項	適宜必要と認める資 料
第 <u>5</u> 多機能 型事業所に関 する特例		法第21条の5の 19	
1 従業者の員数 に関する特例	指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第80 条第1項 (第73条第1項適 用)	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利用 人数)が分かる書類 (実績表等)
<u>2設備に関する</u> <u>特例</u>	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を 兼用することができる。	平24厚令15第81 条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】
3 電磁的記録等	(1) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2) に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24 厚令15 第 83条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83 条第 2 項	適宜必要と認める報酬関係資料
第6変更の届出 等	(1)指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定に係る保育所等 訪問支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定 める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定保育所等訪 問支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めると ころにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ている か。	法第21条の5の 20第3項 施行規則第18条 の35第1項~第 3項	適宜必要と認める資 料
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第21条の5の 20第4項 施行規則第18条 の35第4項	適宜必要と認める資料
第7 障害児通 所給付費の算定 及び取扱い		法第21条の5の 3第2項	
1基本事項	(1) 保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働 省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第5により算 定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長 官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額 を算定しているか。		体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2) (1) の規定により、保育所等訪問支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
2 保育所等訪問 支援給付費 (保育所等訪問	(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問 支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 (2) 指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについ	平24厚告122別表 第5の1の注1 平24厚告122別表	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、
支援の提供時間	ては、保育所等訪問支援計画(指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。)に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	第5の1の注1 の2	当該加算の届出書等

<u>(減算が行われる場合)</u>	(3) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる割合 (一)保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二)保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月上の場合 100分の50 ② 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93 ③ 従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の三の三の表上段に該当する場合 同表下段に定める割合 ④ 保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合(令和7年4月1日以降) 100分の85		体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
<u>(特別地域加</u> <u>算)</u>	(4) 平成27年厚生労働省告示第182号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	第5の1の注3	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(身体拘束廃止 未実施減算)	(4) 平成27年厚生労働省告示第182号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域」にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (5) 指定保育所等訪問支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。		第4の32に定める確認文書等
(虐待防止措置 未実施減算)	(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 イ 当該保育所等訪問支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定保育所等訪問支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。ハ イ及び口に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚告122別表第5の1の注5	第4の33に定める確認文書等
<u>(業務継続計画</u> 未策定減算)	の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	第5の1の注6	第4の27に定める確認文書等
<u>(情報公表未報</u> <u>告減算)</u>	(8)法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報 に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当 する単位数を所定単位数から減算しているか。		適宜必要と認める資 料

2の2 訪問支援員特別加算 2の3 初回加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六に適合する者を1以上配置しているものとして新道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又は口に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 イ 訪問支援員特別加算(I) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六イに適合口訪問支援員特別加算(II) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「ことも家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「ことも家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「ことも家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「ことも家庭庁長官が定める児童等」第十号の六口に適合「ことも家庭庁長官ができる児童等」第十号の六口に適合「ことも家庭庁長官が高りているから記憶を表表しているから見からに関する日に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第5の1の2の 注 平24厚告270第十 号の六 平24厚告122別表 第5の1の3の 注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>2の4 家族支援加算</u>	(1) 指定通所基準第73条の規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。)等に対する相談援接を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、口については1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又は口に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。イ家族支援加算(I) (1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合(一) 所要時間1時間以上の場合(二) 所要時間1時間未満の場合(2) 指定保育所等訪問支援事業所等において対面により相談援助を行った場合(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合ロ家族支援加算(II) (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告122別表 第5の1の4の 注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2)指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定皮別事業及び指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第5において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算(I)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(I)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(I)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(I)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(I)を算定した回数と(1)のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは(1)のイを、児童発達支援給付費の家族支援加算(II)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の家族支援加算(II)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)及び居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(II)を算定した回数と1月につき4回を超えているときは口を算定していないか。		
2の5 多職種 連携支援加算	異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第5の1の5の 注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

2の6 ケア ニーズ対応加算 2の7 強度行動障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の七に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の八に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十号の九に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	第5の1の6の 注 平24厚告270第十 号の七	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
<u>2の8 関係機</u> 関連携加算	(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(児童相談所等関係機関)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表 第4の1の8の 注	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
	(2)指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に児童発達支援の関係機関連携加算(皿)、放課後等デイサービスの関係機関連携加算(皿)、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の関係機関連携加算(皿)、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の関係機関連携加算(皿)又は医療型経過的児童発達支援給付費の関係機関連携加算(皿)を算定しているときは、算定しない。		
3 利用者負担 上限額管理加算 4 福祉・介護 職員処遇改善加 算	指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十一号に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問	第5の3の注 平24厚告270第十	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
(令和6年5月 31日まで)	支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	一号 平24厚告270第二 号準用	
5 福祉・介護 職員等特定処遇 改善加算 (令和6年5月 31日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、2から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第5の4の注 平24厚告270第十 二号 平24厚告270第十 号の三準用	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等
6 福祉・介護職 員等ベースアップ 等支援加算 (令和6年5月31 日まで)	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、2から3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122別表 第5の5の注 平24厚告270第十 二号の二 平24厚告270第三 号の二準用	体制等状況一覧表、 当該加算の届出書等

7 福祉・介 護職員等処遇 改善加算 (令和6年6 月1日以降)	(1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十一号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2から3までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数ロー福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2から3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数ハ福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2から3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数	平24厚告122 別表第5の3 の注1 平24厚告270 第十一号 平24厚告270 第二号準用	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	(2)令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十一号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 2から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 2から3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数	の注 2 平24厚告270 第十一号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等